

## 次期広島市障害者計画の個別施策(柱4～6)

### 個別施策検討資料

(注)本文【主な事業・取組】の記載について

⑧…前計画に掲載されている事業・取組

⑨…前計画に掲載されている事業・取組で、前計画期間中に拡充したもの、  
または本計画で拡充を予定している事業・取組

⑩…前計画に掲載されていない事業・取組で、本計画に新たに掲載する事業・取組

|      |   |                            |      |                 |                  |
|------|---|----------------------------|------|-----------------|------------------|
| 施策の柱 | 4 | 地域生活支援の充実                  | 施策項目 | (1)             | 福祉サービスの必要な量と質の確保 |
| 施策展開 | ① | 地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上 | ②    | 包括的・総合的な生活支援の充実 |                  |
|      | ③ | 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実 |      |                 |                  |

◎ 障害者を取り巻く状況等

- ・ 令和元年 8月 「広島市地域共生社会実現計画（第1次）」 策定
- ・ 令和2年 7月 「広島市実施計画（2020-2024）第2期「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略」 公表
- ・ 令和6年 4月 「広島市地域共生社会実現計画（第2次）」 改定予定

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- ・ 民間による福祉サービス事業所等の基盤整備や防犯対策を強化するための整備に対して補助
- ・ 市が所有する未利用地等の貸付けを行うことにより、生活介護事業所やグループホーム等の整備を促進
- ・ 障害者総合支援法の規定に基づき、福祉サービス事業が適切に行われるよう指導監査（調査、勧告等）を実施
- ・ 福祉サービスを利用していた者が65歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを利用することができるよう、居宅・日中活動系サービスについて、高齢者や障害者が共に利用できる共生型サービスを実施

| 事業名                | 単位   | 年度     |        |       |       |       |     |
|--------------------|------|--------|--------|-------|-------|-------|-----|
|                    |      | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |     |
| 民間障害者（児）福祉施設整備補助事業 | 補助件数 | 2件     | 3件     | 2件    | 2件    | 1件    |     |
| 事業者の指導監査           | 監査件数 | 訪問系    | 37件    | 49件   | 35件   | 40件   | 41件 |
|                    |      | 日中系    | 45件    | 26件   | 38件   | 38件   | 53件 |
|                    |      | 居住系    | 8件     | 3件    | 5件    | 10件   | 4件  |
|                    |      | 相談支援   | 12件    | 9件    | 3件    | 4件    | 15件 |
|                    |      | 障害児    | 50件    | 43件   | 41件   | 38件   | 53件 |

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・ 「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策はどのようなことだと思うか」という問いに対して、福祉サービスに関する回答は以下のとおりです。障害者全体の31.0%が、「親や本人の高齢化に対応したサービスを充実すること」と回答しており、最も多くなっています。

(複数回答)

| 回答項目                                       | 回答者          |       |       |       |       |       |          |       |
|--|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
|  | 全体           | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児   | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
| 在宅での生活を支援するサービスや、日中活動の場の提供などの福祉サービスを充実すること | 30.2%        | 33.6% | 27.8% | 25.5% | 28.7% | 46.4% | 41.1%    | 25.0% |
| グループホームなどの障害者の共同住宅を整備すること                  | 20.2%        | 8.8%  | 34.7% | 28.8% | 16.1% | 10.9% | 28.6%    | 31.3% |
| 親や本人の高齢化に対応したサービスを充実すること                   | <b>31.0%</b> | 27.1% | 45.0% | 41.3% | 17.6% | 36.4% | 48.2%    | 52.1% |

● 考察

- ・ 障害福祉等に関するアンケート調査では、親や本人の高齢化への対応や地域での生活を支援する福祉サービスの充実が求められており、これらの施策に取り組むことが必要です。



## 主要課題

### (次期)

- ◆ グループホームの整備や日中活動サービスの充実等、福祉サービスのさらなる基盤整備の取組を進めることにより、必要なサービス量を確保することが求められます。
- ◆ 誰もが安心して支援が受けられる地域包括ケアの実現に向けて、関係部局や関係機関等との連携体制を構築し、具体的な取組を検討していく必要があります。

### (現行)

- ◆ グループホームの開設や日中活動サービスの充実等、福祉サービスのさらなる基盤整備の取組を進めることにより、必要なサービス量を確保することが求められます。
- ◆ 誰もが安心して支援が受けられる地域包括ケアの実現に向けて、関係部局や関係機関等との連携体制を構築し、具体的な取組を検討していく必要があります。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ 福祉サービス事業所やグループホームの整備等への支援により、福祉サービスのさらなる基盤整備に努めます。
- ◆ 「地域共生社会」の構築を目指し、障害者を含めた地域包括ケアの実現に向けて、関係部局や関係機関等との連携体制を構築し、具体的な取組を検討します。

### (現行)

- ◆ 福祉サービス事業所やグループホーム等の開設等への支援により、福祉サービスのさらなる基盤整備に努めます。
- ◆ 「地域共生社会」の構築を目指し、障害者を含めた地域包括ケアの実現に向けて、関係部局や関係機関等との連携体制を構築し、具体的な取組を検討していきます。

## 主な事業・取組

- ⑧ 民間障害者（児）福祉施設整備補助事業
  - ・ 民間による福祉サービス事業所等の基盤整備や防犯対策を強化するための整備に対して補助を実施
- ⑧ 市有未利用地等の貸付け
  - ・ 市が所有する未利用地等の貸付けを行うことにより、民間による福祉サービス事業所等の基盤整備を用地確保等の面から支援
- ⑧ 事業者の指定、指導監査
  - ・ 障害者総合支援法の規定に基づき、事業所の指定を適切に行うとともに、事業が適切に行われるよう、指導監査（調査、勧告等）を実施
- ⑧ 共生型サービスの実施
  - ・ 福祉サービスを利用していた者が65歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを利用することができるよう、居宅・日中活動系サービスについて、高齢者や障害者が共に利用できる共生型サービスを実施

|      |   |                            |                   |                  |
|------|---|----------------------------|-------------------|------------------|
| 施策の柱 | 4 | 地域生活支援の充実                  | 施策項目 (1)          | 福祉サービスの必要な量と質の確保 |
| 施策展開 | ① | 地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上 | ② 包括的・総合的な生活支援の充実 |                  |
|      | ③ | 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実 |                   |                  |

◎ 障害者を取り巻く状況等

- 平成30年 4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律※」 施行  
※…以下「障害者総合支援法一部改正法」と記載
- 令和 3年 3月 「第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」 策定
- 令和 3年 3月 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」 成立
- 令和 5年 3月 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会の報告書（国）
- 令和 6年 4月 「障害者総合支援法一部改正法」 施行予定

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- 福祉サービスを利用する際に必要なサービス等利用計画の作成支援及びサービス利用調整等を行う相談支援事業所の新規開設に向けた働き掛けを実施
- 相談支援事業所や本市ホームページ等において、事業所や施設等に関する情報を提供
- 更生医療、育成医療、精神通院医療の給付を実施
- 精神障害者の通院医療費等に対する助成を実施
- 国等の制度に基づき各種手当等を適切に支給。また、実態や対象者の生活状況等を踏まえ、手当等の増額や支給制限の緩和などについて、機会を捉えて国に対して要望等を実施
- 障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているなど地域生活に移行するために重点的な支援が必要な障害者に対し、住宅の確保や地域生活の移行に関する相談や、措置入院者の退院後の継続した支援（地域移行支援）を実施するとともに、一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援（地域定着支援）を実施
- 障害者総合支援法に基づく新たなサービス「自立生活援助」「就労定着支援」や65歳到達により介護保険サービスを利用した際の利用者負担軽減を実施
- 国の動向を踏まえ、重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの報酬等の支援について検討
- 司法及び医療・保健・福祉の関係機関が連携した、障害者の再犯防止等に関する施策の検討
- 福祉サービス提供に係る国の報酬体系において、強度行動障害を有する者を支援対象に一定の体制整備や対応を行った際の事業者へ報酬上特別の加算を設定するなど手厚い支援の促進
- 基幹相談支援センターや発達障害者支援センターによる相談支援を実施
- 強度行動障害を有する者の困難事例などについて、自立支援協議会地域部会における情報共有及び支援の検討

| 事業名                     | 単位           | 年度      |         |         |         |         |
|-------------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                         |              | 平成30年度  | 平成31年度  | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
| 計画相談支援                  | 障害者          | 4,549人  | 4,926人  | 5,432人  | 5,826人  | 6,203人  |
|                         | 障害児          | 1,214人  | 1,389人  | 1,519人  | 1,636人  | 1,832人  |
| 自立支援医療の給付               | 給付決定件数（更生医療） | 30,669件 | 30,024件 | 29,886件 | 26,922件 | 22,994件 |
|                         | 給付決定件数（育成医療） | 1,399件  | 1,295件  | 1,165件  | 1,205件  | 944件    |
|                         | 給付決定件数（精神医療） | 28,651件 | 30,264件 | 34,082件 | 32,997件 | 34,157件 |
| 精神障害者通院医療費補助            | 給付件数         | 22,795件 | 24,216件 | 27,520件 | 26,106件 | 27,027件 |
| 移動支援事業                  | 実利用者数        | 2,222人  | 1,787人  | 2,320人  | 1,803人  | 2,014人  |
| 障害者公共交通機関利用助成           | 利用者数（身体・知的）  | 23,276人 | 23,603人 | 22,275人 | 22,073人 | 21,836人 |
|                         | 利用者数（精神）     | 10,990人 | 11,552人 | 12,138人 | 12,537人 | 13,084人 |
| 重度障害者福祉タクシー利用助成         | 利用者数（身体・知的）  | 14,073人 | 14,267人 | 14,893人 | 14,557人 | 14,321人 |
|                         | 利用者数（精神）     | 848人    | 859人    | 860人    | 880人    | 859人    |
| 訪問入浴サービス事業              | 延利用人数        | 3,988人  | 4,184人  | 4,200人  | 4,129人  | 4,033人  |
| 中途失明者の歩行訓練、知的障害者の生活自立訓練 | 歩行訓練回数       | 322件    | 291件    | 350件    | 256件    | 231件    |
|                         | 生活自立訓練修了者数   | 14人     | 14人     | 4人      | 8人      | 8人      |
| 手当等                     | 特別児童扶養手当受給者数 | 3,232人  | 3,440人  | 3,568人  | 3,074人  | 3,307人  |
|                         | 特別障害者手当受給者数  | 1,353人  | 1,360人  | 1,409人  | 1,471人  | 1,487人  |
|                         | 障害児福祉手当受給者数  | 954人    | 1,024人  | 1,061人  | 1,004人  | 1,063人  |
|                         | 心身障害者扶養共済口数  | 577口    | 583口    | 588口    | 596口    | 599口    |

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策はどのようなことだと思うか」という問いに対して、生活支援に関する回答は以下のとおりです。障害者全体の38.4%が、「手当や年金を充実すること」と回答しており、最も多くなっています。

(複数回答)

| 回答者  | 全体           | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児   | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|--|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| 在宅での生活を支援するサービスや、日中活動の場の提供などの福祉サービスを充実すること | 30.2%        | 33.6% | 27.8% | 25.5% | 28.7% | 46.4% | 41.1%    | 25.0% |
| 福祉や医療のサービスに係る利用者負担を軽減すること                  | 24.0%        | 27.9% | 21.2% | 23.7% | 21.0% | 37.3% | 28.6%    | 20.8% |
| 手当や年金を充実すること                               | <b>38.4%</b> | 34.9% | 39.8% | 48.0% | 34.3% | 40.0% | 48.2%    | 45.8% |
| 相談や情報を提供する体制を充実すること                        | 20.4%        | 17.0% | 22.0% | 23.9% | 18.5% | 23.6% | 30.4%    | 33.3% |
| 親や本人の高齢化に対応したサービスを充実すること                   | 31.0%        | 27.1% | 45.0% | 41.3% | 17.6% | 36.4% | 48.2%    | 52.1% |

● 考察

- ・ 障害者総合支援法や精神保健福祉法に基づき、障害者等の地域生活や就労の支援を強化し、障害者等の希望する生活を実現するための施策を推進する必要があります。
- ・ 様々なニーズがある中で、経済的な自立や高齢化の対応、地域生活の充実などに取り組んでいくことが必要です。
- ・ 強度行動障害については、国の検討会の報告書において、ニーズを把握し支援につなぐことや支援体制の整備が重要とされています。支援する家族や施設の疲弊等が課題となる中、本市においても、ニーズを把握し、支援体制の整備などによる支援の充実を図ることが必要です。



主要課題

(次期)

- ◆ 障害者がサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供の充実などに努めることが重要です。
- ◆ 適切な医療や福祉サービスの利用等を支援する、医療費の助成や手当の支給、利用者負担軽減の継続が求められています。
- ◆ 医療的ケア児、障害者の重度化や高齢化の問題などライフステージ等に応じた切れ目のない支援の充実が求められています。
- ◆ 障害者総合支援法や精神保健福祉法の改正に対応した地域生活の支援体制の充実が求められています。
- ◆ 犯罪をした障害者に対し、適切な保健医療サービスや福祉サービスを提供し、円滑に社会復帰させることにより、再犯防止を行うことが求められています。
- ◆ 強度行動障害を有する者について、支援の充実を図ることが必要です。

(現行)

- ◆ 障害者がサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供の充実などに努めることが重要です。
- ◆ 適切な医療や福祉サービスの利用等を支援する、医療費の助成や手当の支給、利用者負担軽減の継続が求められています。
- ◆ 医療的ケア児、障害者の重度化や高齢化の問題などライフステージ等に応じた切れ目のない支援の充実が求められています。
- ◆ 精神保健福祉法の改正に対応した措置入院者等の退院後の継続した支援が求められています。
- ◆ 犯罪をした障害者に対し、適切な保健医療サービスや福祉サービスを提供し、円滑に社会復帰させることにより、再犯の防止を行うことが求められている。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ 福祉サービスの適切で円滑な利用を図るため、福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供の充実に努めます。
- ◆ 医療の給付や医療費の助成、手当の支給等を行うとともに、利用者負担の軽減など継続的に実施します。
- ◆ 重度の障害児への支援を充実するため、国の動向を踏まえて事業所への支援を検討します。
- ◆ 65歳到達後も、福祉サービスの支給決定や介護保険サービスへ移行した際の利用者負担軽減による切れ目のない支援を実施します。
- ◆ 障害者総合支援法や精神保健福祉法の改正に基づき、施設や病院からの地域移行、居宅生活に向けた支援に努めます。
- ◆ 司法及び医療・保健・福祉の関係機関が連携し、障害者の再犯防止等に関する施策を検討します。
- ◆ 強度行動障害への支援の充実に努めます。

### (現行)

- ◆ サービスの適切で円滑な利用のため、福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供の充実に努めます。
- ◆ 医療の給付や医療費の助成、手当の支給等を行うとともに、利用者負担の軽減など継続的に実施します。
- ◆ 重度の障害児への支援を充実するため、国の動向を踏まえて事業所への支援を検討します。
- ◆ 障害者総合支援法の改正に基づく新たなサービス「自立生活援助」や、65歳到達により介護保険サービスを利用した際の利用者負担軽減による切れ目のない支援を実施します。
- ◆ 精神保健福祉法の改正に基づき、措置入院者等の退院後の継続した支援に努めます。
- ◆ 司法と医療・保健・福祉の関係機関が連携し、障害者の再犯の防止等に関する施策を検討します。

## 主な事業・取組

- **新** 強度行動障害を有する者への支援体制の検討及び構築
  - ・ 強度行動障害を有する者やその家族のニーズを把握するとともに、関係部局と連携し、地域での支援体制の検討及び構築
- **継** 福祉サービス利用者の増加に対応した体制整備
  - ・ 福祉サービスを利用する際に必要なサービス等利用計画の作成支援及びサービス利用調整等を行う相談支援事業所の新規開設に向けた働き掛けを実施
- **継** 福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供
  - ・ 相談支援事業所や本市ホームページ等において、福祉サービス事業所や施設等に関する情報を提供
- **継** 自立支援医療の給付
  - ・ 更生医療、育成医療、精神通院医療の給付
- **継** 精神障害者通院医療費補助
  - ・ 精神障害者の通院医療費等に対する助成を実施
- **継** 手当の支給（特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障害者扶養手当）
  - ・ 国等の制度に基づき各種手当等を適切に支給
  - ・ 実態や対象者の生活状況等を踏まえ、手当等の増額や支給制限の緩和などについて、機会を捉えて国に対して要望等を実施
- **継** 地域移行支援、地域定着支援（再掲）
  - ・ 障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているなど地域生活に移行するために重点的な支援が必要な障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や、措置入院者の退院後の継続した支援（地域移行支援）を実施するとともに、一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援（地域定着支援）を実施
- **継** 65歳到達後の福祉サービスの支給決定や負担軽減の実施
  - ・ 65歳到達後も、福祉サービスの支給決定や介護保険サービスへ移行した際の利用者負担軽減による切れ目のない支援を実施
- **継** 重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの支援の検討（再掲）
  - ・ 国の動向を踏まえ、支援を充実するため、重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの報酬等の支援について検討
- **継** 障害者の再犯防止につなげる司法・福祉等関係者の連携促進
  - ・ 司法及び医療・保健・福祉の関係機関が連携した、障害者の再犯防止等に関する施策の検討
- **継** 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供（再掲）
  - ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを円滑・適切に提供

|      |   |                            |      |                 |                  |
|------|---|----------------------------|------|-----------------|------------------|
| 施策の柱 | 4 | 地域生活支援の充実                  | 施策項目 | (1)             | 福祉サービスの必要な量と質の確保 |
| 施策展開 | ① | 地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上 | ②    | 包括的・総合的な生活支援の充実 |                  |
|      | ③ | 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実 |      |                 |                  |

◎ **障害者を取り巻く状況等**

- 平成30年 4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律※」 施行  
※…以下「障害者総合支援法一部改正法」と記載
- 令和 6年 4月 「障害者総合支援法一部改正法」 施行予定

◎ **現行計画に基づく主な取組状況**

- 発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実を図るとともに、乳幼児から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行うための取組を実施
- 高次脳機能地域支援センターに相談支援コーディネーターを配置して各種相談に応じるとともに、出前講座や福祉担当職員を対象とした研修会にセンター職員を派遣
- 難病患者について関係機関と連携した相談支援を行い、福祉サービスや地域生活支援事業を円滑な利用につなげ、生活を支援

◎ **障害福祉等に関するアンケート調査結果**

- 「発達障害者の親亡き後の生活の支援」や「高次脳機能障害への理解」、「難病患者の福祉サービス等の充実」等を求める自由意見があります。

● **考察**

- 障害特性の理解が進んでいないことや親亡き後の生活を見据えた支援体制の確保、福祉サービス等の充実が共通する課題認識となっています。それらを踏まえた支援を進める必要があります。



|   |
|---|
| <b>主要課題</b>                             |
| (次期)                                    |
| (現行のとおり)                                |
| (現行)                                    |
| ◆ 発達障害、高次脳機能障害、難病患者についての支援の充実が求められています。 |



|                                  |
|----------------------------------|
| <b>施策の方向性</b>                    |
| (次期)                             |
| (現行のとおり)                         |
| (現行)                             |
| ◆ 発達障害、高次脳機能障害、難病患者への支援の充実に努めます。 |

|   |
|---|
| <b>主な事業・取組</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 発達障害者支援体制づくり推進プログラム <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実を図るとともに、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行うための取組を実施</li> </ul> </li> <li>⑧ 高次脳機能地域支援センターにおける各種相談対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>高次脳機能地域支援センターに相談支援コーディネーターを配置して各種相談等に対応</li> </ul> </li> <li>⑧ 障害者総合支援法に基づく福祉サービスの実施（難病患者への対象拡大に対応） <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25(2013)年4月に福祉サービスの対象となった難病患者について、対象疾病の拡大やサービスについて周知し、利用を促進</li> </ul> </li> </ul> |

|      |                   |           |      |                       |                    |
|------|-------------------|-----------|------|-----------------------|--------------------|
| 施策の柱 | 4                 | 地域生活支援の充実 | 施策項目 | (2)                   | 保健・医療・リハビリテーションの充実 |
| 施策展開 | ① 疾病予防の推進と早期治療の充実 |           |      | ② 医療・リハビリテーションサービスの充実 |                    |
|      |                   |           |      |                       |                    |

◎ 障害者を取り巻く状況等

- 令和4年 3月 「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）」 策定

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- 疾病の予防や早期治療につなげるため、保健センターにおいて健康相談を実施
- 疾病の予防や早期治療のため、各種健診等の重要性について啓発すること等により、健診等の受診勧奨を実施
- 在宅で寝たきり状態で通院が困難な人を対象に、歯科医師が居宅を訪問歯科健康診査及び歯科診療を実施
- 「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）」に基づき、市民への普及啓発活動や相談支援にあたる人材養成の取組等、各種事業を総合的・計画的に推進

| 事業名           | 単位     | 年度     |        |        |        |        |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|               |        | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
| 在宅訪問歯科健診・診療事業 | 訪問歯科検診 | 353件   | 348件   | 311件   | 240件   | 264件   |
|               | 訪問歯科診療 | 2,753件 | 2,817件 | 2,478件 | 1,690件 | 2,033件 |

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- 「この1年間に健康診査（健康診断）又はがん検診を受けたか」という問いに対して、44.4%の人が「受けていない」と回答しています。

| 回答者<br>回答項目 | 全体           | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児   | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|-------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| 受けていない      | <b>44.4%</b> | 33.4% | 34.0% | 51.0% | 57.5% | 40.0% | 35.7%    | 35.4% |

- 「健康づくりに関して、主にどのようなことを相談したいか」という問いに対して、33.2%の人が「からだの健康やけがの予防、治療に関すること」、24.6%の人が「体力づくりや健康増進に関すること」と回答しています。

(複数回答)

| 回答者<br>回答項目           | 全体           | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児   | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|-----------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| からだの健康やけがの予防、治療に関すること | <b>33.2%</b> | 35.2% | 31.9% | 33.9% | 30.5% | 46.4% | 33.9%    | 33.3% |
| 歯の健康に関すること            | 17.5%        | 11.3% | 18.5% | 26.7% | 18.3% | 12.7% | 7.1%     | 35.4% |
| 栄養バランスのとれた食事に関すること    | 22.4%        | 20.2% | 21.8% | 23.4% | 24.1% | 22.7% | 23.2%    | 35.4% |
| 生活習慣病予防に関すること         | 16.7%        | 14.7% | 22.2% | 8.1%  | 19.1% | 11.8% | 25.0%    | 35.4% |
| 健康診査（健康診断）に関すること      | 14.2%        | 13.8% | 17.0% | 11.8% | 13.6% | 15.5% | 16.1%    | 35.4% |
| 体力づくりや健康増進に関すること      | <b>24.6%</b> | 23.8% | 26.4% | 20.6% | 23.4% | 37.3% | 28.6%    | 35.4% |

● 考察

- 健康診査等の受診率は、国民平均69.6%（2019年国民生活基礎調査）より低く、疾病予防や早期治療上の課題となっています。





## 主要課題

### (次期)

- ◆ 疾病予防の推進や早期治療等の観点から、各種健康診査の重要性について継続的な意識啓発が求められています。
- ◆ 障害者が健康診査等を受診しやすい環境整備に努めるとともに、身体障害者健康診査等により肢体不自由による二次障害の予防等に努める必要があります。
- ◆ 自殺者数・自殺死亡率とも全体的には減少傾向にあるものの、近年は増減を繰り返しており、より一層自殺（自死）対策の推進を図る必要があります。

### (現行)

- ◆ 疾病予防の推進や早期治療等の観点から、各種健康診査の重要性について継続的な意識啓発が求められています。
- ◆ 障害者が健康診査等を受診しやすい環境整備に努めるとともに、身体障害者健康診査等により二次障害の予防等に努める必要があります。
- ◆ 自殺者数・自殺死亡率とも減少傾向にあるものの、依然として高い状態が続いていることから、より一層自殺（自死）対策の推進を図る必要があります。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ 疾病予防の推進や早期治療等の観点から、各種健康診査の重要性についての継続的な意識啓発に努めます。
- ◆ 障害者が健康診査等を受診しやすい環境整備に努めるとともに、身体障害者健康診査等により肢体不自由による二次障害の予防等に努めます。
- ◆ 「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）」に基づき、自殺（自死）を減らす取組を推進します。

### (現行)

- ◆ 疾病予防の推進や早期治療等の観点から、各種健康診査の重要性についての継続的な意識啓発に努めます。
- ◆ 障害者が健康診査等を受診しやすい環境整備に努めるとともに、身体障害者健康診査等により二次障害の予防等に努めます。
- ◆ 「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第2次）」に基づき、自殺（自死）を減らす取組を推進します。

## 主な事業・取組

- ⑧ 各種健康相談
  - ・ 疾病の予防や早期治療につなげるため、保健センターにおいて健康相談を実施
- ⑧ 特定健康診査、各種がん検診等の実施
  - ・ 疾病の予防や早期治療のため、各種健診等の重要性について啓発すること等により、健診等の受診勧奨を実施
- ⑧ 在宅訪問歯科健診・診療事業
  - ・ 在宅で寝たきり状態のため歯科医院への通院が困難な人を対象に、歯科医師が居宅を訪問し、歯科健康診査及び歯科診療を実施
- ⑧ うつ病・自殺（自死）対策の推進
  - ・ 「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）」に基づき、市民への普及啓発活動や相談支援にあたる人材養成の取組等、各種事業を総合的・計画的に推進

|      |                   |           |      |                       |                    |
|------|-------------------|-----------|------|-----------------------|--------------------|
| 施策の柱 | 4                 | 地域生活支援の充実 | 施策項目 | (2)                   | 保健・医療・リハビリテーションの充実 |
| 施策展開 | ① 疾病予防の推進と早期治療の充実 |           |      | ② 医療・リハビリテーションサービスの充実 |                    |
|      |                   |           |      |                       |                    |

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- ・各区の保健・医療・福祉総合相談窓口と医師会が連携して、医療機関の情報提供や医療相談を実施
- ・重症心身障害者への医療に関する情報提供について、関係機関と連携して検討
- ・市内に居住する障害者を対象に、医療についてのニーズや医療機関の状況に関するアンケート調査を実施
- ・広島県歯科医師会が実施する障害者への歯科診療事業に対し助成
- ・精神科救急医療施設において、24時間診療を実施するとともに、精神科救急情報センターにおいて、24時間電話医療相談を実施。また、民間病院で整備した精神科第三次救急医療体制により、精神科急性期の重症患者及び身体合併症患者に対応
- ・身体障害者更生相談所と区福祉課等の職員が連携して、障害者の居宅を訪問し、生活の場における相談対応等を実施

| 事業名              | 単位   | 年度     |        |        |        |        |
|------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                  |      | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
| 心身障害児(者)歯科診療事業補助 | 患者数  | 3,340人 | 4,082人 | 3,368人 | 4,211人 | 4,746人 |
| 地域リハビリテーション推進事業  | 相談件数 | 130件   | 122件   | 69件    | 59件    | 98件    |

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策はどのようなことだと思うか」という問いで、24.0%が「福祉や医療のサービスに係る利用者負担を軽減すること」と回答し、10.1%が「健康診断を充実するなど、障害者の健康づくりの取組を行うこと」と回答しています。

| 回答項目                          | 回答者 | 全体    | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児   | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|-------------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| 福祉や医療のサービスに係る利用者負担を軽減すること     |     | 24.0% | 27.9% | 21.2% | 23.7% | 21.0% | 37.3% | 28.6%    | 20.8% |
| 健康診断を充実するなど、障害者の健康づくりの取組を行うこと |     | 10.1% | 8.4%  | 14.9% | 4.4%  | 11.0% | 9.1%  | 30.4%    | 8.3%  |

◎ 令和3年度（2021年度）障害者の医療ニーズに関する調査結果

- ・「かかりつけの医療機関（歯科を除く。）がありますか」という問いに、全体の87.3%が「ある」と回答しています。

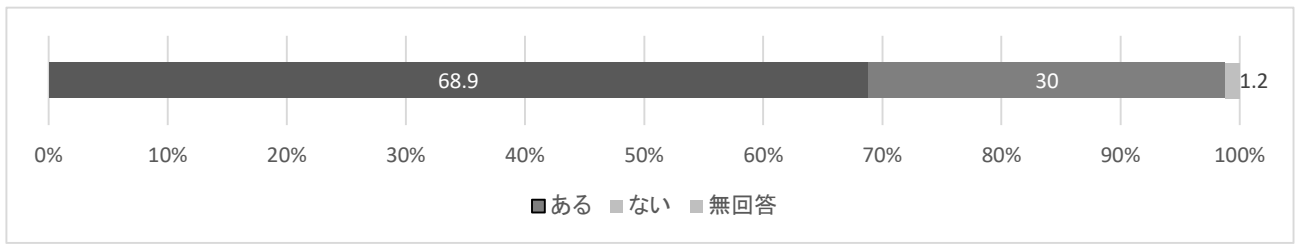
| 回答項目 | 回答者 | 全体    | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児   | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| ある   |     | 87.3% | 94.0% | 85.2% | 90.4% | 76.9% | 98.1% | 97.4%    | 88.2% |

- ・「医療機関をより受診しやすくなる又は適切な医療を受けやすくなるために特に必要な対応はどれだと思いますか」の問いで、「専門の診療科ではなくとも…」が33.3%と最も回答が多く、次いで、27.6%が「病状の聞き取りや…」と回答しています。この回答について、障害種別で見ると、発達障害者の回答率が61.8%と突出しています。母数の少なさから、統計学的な有意差は認められませんが、その結果には留意する必要があります。

| 回答項目  | 回答者 | 全体    | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児   | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|---|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| 専門の診療科ではなくともまず診察し、その後必要に応じて適切な医療機関へ紹介してくれること                      |     | 33.3% | 37.7% | 33.6% | 28.6% | 32.4% | 37.4% | 29.3%    | 28.9% |
| 病状の聞き取りや説明の方法について、障害特性に応じて配慮や工夫がされていること（例：ゆっくりと説明する、筆談でやり取りをするなど） |     | 27.6% | 17.9% | 36.8% | 33.0% | 24.0% | 18.1% | 33.6%    | 61.8% |
| 待合室やエレベーターの広さなど、施設や設備が障害に対応・配慮されたものとなっていること                       |     | 12.7% | 12.3% | 12.4% | 23.0% | 7.0%  | 12.9% | 6.9%     | 14.5% |
| 家族や関係機関（障害福祉サービス提供事業所など）と情報共有してもらえること                             |     | 13.9% | 8.8%  | 15.5% | 16.9% | 12.9% | 12.3% | 29.3%    | 22.4% |
| 障害や病状に応じて、利用できるサービスや施設を紹介してもらえること                                 |     | 19.7% | 13.5% | 19.1% | 30.5% | 16.6% | 23.9% | 25.9%    | 26.3% |
| 通院に付き添う家族などの経済的・身体的な負担を軽減するサービスがあること                              |     | 19.2% | 18.4% | 20.3% | 26.7% | 12.7% | 26.5% | 22.4%    | 13.2% |

◎ 令和4年度（2022年度）広島市市民意識調査

- ・「かかりつけの医療機関（歯科を除く。）がありますか」という問いに、全体の68.9%が「ある」と回答しています。



● 考察

- ・「医療機関をより受診しやすくなるために必要な対応」として、最も高い回答率であった「専門の診療科でなくとも…」は、現状でもかかりつけ医で通常行われていることであり、かかりつけ医の機能を周知することで、受診しやすさに繋げることができると思われます。
- ・「医療機関をより受診しやすくなるために必要な対応」として、2番目に高い回答率であった「病状の聞き取りや…」は、合理的配慮の提供をより一層促すことによって、そのニーズを満たせる可能性があります。合理的配慮の提供について、医療機関を含めた事業者への周知・啓発に努める必要があります。



主要課題

(次期)

- ◆ 医療を必要とする障害者が適切に受診できるよう、医療についての情報提供や相談支援の充実が必要です。また、合理的配慮の提供等により、安心して医療機関を受診できる環境を整えることが求められています。
- ◆ 医療機関による精神科デイケアや精神科救急医療の実施体制の整備促進など、広島県とも連携を図りながら、精神科医療の充実を図る必要があります。
- ◆ 障害者に身近な地域でリハビリテーションサービスが受けられるよう、関係機関の連携による地域リハビリテーションサービスの充実が求められています。

(現行)

- ◆ 医療を必要とする障害者が適切に受診できるよう、医療についての情報提供や相談の充実が必要です。特に行動障害等により、受診しにくい障害者について、安心して医療機関を受診できる環境を整えることが求められています。
- ◆ 医療機関による精神科デイケアや精神科救急医療の実施体制の整備促進など、広島県とも連携を図りながら、精神科医療の充実を図る必要があります。
- ◆ 障害者に身近な地域でリハビリテーションサービスが受けられるよう、関係機関の連携による地域リハビリテーションサービスの充実が求められています。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ 障害者が医療機関を受診しやすくなるよう、医療についての情報提供や相談支援の充実について検討していくとともに、医療機関への合理的配慮の提供に関する周知・啓発に努めます。
- ◆ 医療機関による精神科デイケアや精神科救急医療の実施体制の整備促進など、広島県とも連携を図りながら、精神科利用の充実を図ります。
- ◆ 医療機関の連携による地域リハビリテーションサービスの充実に努めます。

### (現行)

- ◆ 障害者が医療機関を受診しやすくなるよう、医療についての情報提供や相談の充実に向け、障害者のニーズや医療機関の状況を把握して検討します。
- ◆ 医療機関による精神科デイケアや精神科救急医療の実施体制の整備促進など、広島県とも連携を図りながら、精神科利用の充実を図ります。
- ◆ 医療機関の連携による地域リハビリテーションサービスの充実に努めます。

## 主な事業・取組

- ⑩ かかりつけ医推進事業（広島市連合地区地域保健対策協議会事業補助）
  - ・ 各区の保健・医療・福祉総合相談窓口と医師会が連携して、医療機関の情報提供や医療相談を実施
- ⑩ 重症心身障害者への医療に関する情報提供の検討
  - ・ 重症心身障害者への医療に関する情報提供について、関係機関と連携して検討
- ⑩ 障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組（再掲）
  - ・ 分かりやすいように工夫した周知・啓発の方策について検討
  - ・ 本市職員等への研修の実施
  - ・ 市政出前講座、市民や事業者向けシンポジウム等での啓発を実施
  - ・ みんなのお店ひろしま宣言制度の実施
- ⑩ 心身障害児（者）歯科診療事業補助
  - ・ 広島県歯科医師会が実施する障害者への歯科診療事業に対し助成
- ⑩ 広島市精神科救急医療システムの運営
  - ・ 精神科救急医療施設において、24時間診療を実施するとともに、精神科救急情報センターにおいて、24時間電話医療相談を実施
  - ・ 民間病院で整備した精神科第三次救急医療体制により、精神科急性期の重症患者及び身体合併症患者に対応
- ⑩ 地域リハビリテーション推進事業
  - ・ 身体障害者更生相談所と区福祉課等の職員が連携して、障害者の居宅を訪問し、生活の場における相談対応等を実施

|      |                         |           |      |     |            |
|------|-------------------------|-----------|------|-----|------------|
| 施策の柱 | 4                       | 地域生活支援の充実 | 施策項目 | (3) | 支援を担う人材の確保 |
| 施策展開 | ① 医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上 |           |      |     |            |

◎ **現行計画に基づく主な取組状況**

- ・ 福祉サービスの質の確保を図ることを目的に、従事者に対して研修会を実施
- ・ 地域団体、経済団体など地域の多様な関係者が協力し、地域全体で保育・介護人材を社会的財産として確保・育成する取組を実施
- ・ 介護・障害福祉分野で働く強い意欲を持った人材の確保を図るため、福祉人材と事業者双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングの機会として「介護フェア」を開催
- ・ 福祉サービス事業所等における質の高い中核的な人材の育成・定着を図るため、一定の資格を新規に取得した人数に応じて補助金を交付
- ・ 医療・福祉人材の処遇改善と労働環境整備について、関係機関と連携して取り組むとともに、国に要望することなどについて検討

◎ **障害福祉等に関するアンケート調査結果**

- ・ 「医療・福祉のサービス量の増・質の向上」を求める自由意見が多くあります。また、そのために、「医療・福祉に携わる人材の育成」や「職員・ヘルパーの給与を含めた処遇改善」、「職員・ヘルパーの不足の解消」を求める意見が複数あります。

● **考察**

- ・ 障害福祉分野における介護人材の不足や離職防止といった課題に対しては、国による報酬単価の引き上げや処遇改善加算の拡充により、徐々に介護職員の待遇面の改善は図られていますが、サービスの利用者が急速に増加している一方で、依然として介護職員は不足しており、全国的な課題となっています。本市においても、人口減少や少子高齢化に伴い、人材不足の一層の深刻化が懸念される中、人材の確保・育成などの取組の充実・強化を図ることが必要です。



**主要課題**

**(次期)**

- ◆ 障害者の日常生活を支える医療や福祉の事業者に対する指導監督や、従事者に対する研修等による、サービスの向上が求められています。
- ◆ 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、福祉サービスの人材不足の深刻化が懸念されることから、医療・福祉のサービス等を適切に提供するための、人材の確保・育成などの取組の充実・強化が求められています。
- ◆ 医療や福祉を担う人材が職場に定着して離職しないよう、処遇改善や労働環境整備等の取組が求められています。

**(現行)**

- ◆ 障害者の日常生活を支える医療や福祉の事業者に対する指導監督や、従事者に対する研修等による、サービスの向上が求められています。
- ◆ 医療・福祉のサービス等を適切に提供するための、人材の確保が求められています。
- ◆ 医療や福祉を担う人材が職場に定着して離職しないよう、処遇改善や労働環境整備等の取組が求められています。



**施策の方向性**

**(次期)**

- ◆ 事業者に対する指導監督や、従事者に対する研修等による、福祉サービスの質の確保と向上に努めます。
- ◆ 医療・福祉の現場において、サービスの量・質を確保するため、処遇改善や労働環境整備を促進するとともに、人材の確保と定着の支援、魅力向上に向けた取組の強化を図ります。

**(現行)**

- ◆ 事業者に対する指導監督や、従事者に対する研修等による、障害福祉サービスの質の確保と向上に努めます。
- ◆ 医療・福祉の現場において、サービスの量・質を確保するため、処遇改善や労働環境整備の促進による、人材の確保と定着の支援に努めます。

## 主な事業・取組

- ⑩ 民間の福祉サービス従事者への研修
  - ・福祉サービスの質の確保を図ることを目的に、従事者に対して研修会を実施
- ⑩ 若い世代に向けた介護職理解促進事業
  - ・若い世代に向けた介護職理解促進のため、中学生向けの出前授業や高校生・大学生に対する介護の職場体験の取組等を実施
- ⑩ 保育・介護人材サポート事業
  - ・地元企業、事業者、市が協力し、保育・介護人材に対して買物支援サービスを行い、実質的な処遇を改善
- ⑩ 障害福祉人材養成支援事業
  - ・福祉サービス事業所等における質の高い中核的な人材の育成・定着を図るため、一定の資格を新規に取得した人数に応じて補助金を交付
- ⑩ 医療・福祉に携わる多様な人材の確保・育成や定着支援、魅力向上に向けた取組の強化
  - ・医療・福祉人材の処遇改善と労働環境整備について、関係機関と連携して取り組むとともに、国に要望することなどについて検討
  - ・サービスを担う専門人材の確保・育成や定着支援に係る取組及び現場の負担軽減に資する取組の充実・強化

|      |                         |           |                               |     |                   |
|------|-------------------------|-----------|-------------------------------|-----|-------------------|
| 施策の柱 | 4                       | 地域生活支援の充実 | 施策項目                          | (4) | 情報・コミュニケーション支援の充実 |
| 施策展開 | ① 障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実 |           | ② ICT等を活用した障害者のコミュニケーション支援の充実 |     |                   |
|      |                         |           |                               |     |                   |

◎ 障害者を取り巻く状況等

- 令和 3年 6月「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律※」施行  
※…以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」と記載

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- 本市の広報紙について、毎号、点字版やCD（デジ版）を作成
- テレビ広報番組に、手話通訳及び字幕（クローズドキャプション・要約字幕）を付けて放送
- 市長記者会見の生中継動画に手話通訳を付けてインターネットで配信するとともに、会見後に字幕（クローズドキャプション）を挿入した動画をインターネットで配信
- 本市の本会議中継及び議長記者会見に手話通訳を付けて放送
- 聴覚障害者が本会議や委員会を傍聴する際、手話通訳者や要約筆記者・奉仕員の派遣を手配
- 障害者団体の活動実績やイベント情報等、障害者の生活に関連する情報を提供するホームページ「広島市障害者支援情報提供サイト」を運営
- 視覚障害者向けの情報通信機器や日常生活用具に関する情報提供等を行う「広島市視覚障害者情報センター」を運営

| 事業名            | 単位     | 年度     |        |        |        |        |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                |        | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
| 点字・声の広報の発行     | 点字広報   | 99件    | 99件    | 96件    | 97件    | 95件    |
|                | 声の広報   | 141件   | 144件   | 136件   | 131件   | 131件   |
| 広島市視覚障害者情報センター | 利用者数   | 2,033人 | 2,280人 | 1,500人 | 1,744人 | 1,426人 |
|                | 電話相談件数 | 547件   | 457件   | 848件   | 1,067件 | 1,024件 |

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- 「福祉に関する情報を、主にどこ（誰）から入手するか。」という問いに対し、障害者全体では「家族や友人・知人」が20.5%と最も多くなっていますが、障害種別によって、主な情報の入手先は異なります。

(複数回答)

| 回答項目               | 回答者 | 全体           | 身体障害者        | 知的障害者        | 障害児          | 精神障害者        | 難病患者         | 高次脳機能障害者     | 発達障害者        |
|--------------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 広報紙「ひろしま市民と市政」     |     | 16.3%        | <b>24.5%</b> | 16.0%        | 6.7%         | 12.7%        | <b>25.5%</b> | <b>28.6%</b> | 18.8%        |
| 市のホームページ           |     | 7.5%         | 9.5%         | 5.6%         | 9.7%         | 4.9%         | 11.8%        | 10.7%        | <b>12.5%</b> |
| 新聞やテレビ、ラジオ         |     | 15.1%        | 17.7%        | 9.3%         | 3.5%         | <b>23.2%</b> | 16.4%        | 8.9%         | 4.2%         |
| 市のホームページ以外のインターネット |     | 6.8%         | 6.2%         | 3.3%         | <b>12.1%</b> | 6.3%         | 5.5%         | 8.9%         | 16.7%        |
| 区役所などの市の窓口         |     | 15.0%        | 14.2%        | 13.7%        | <b>25.5%</b> | 12.1%        | 7.3%         | 12.5%        | 16.7%        |
| 福祉施設、事業所           |     | 16.0%        | 9.2%         | <b>33.6%</b> | <b>21.3%</b> | 7.5%         | 14.5%        | <b>30.4%</b> | 10.4%        |
| 医療機関               |     | 18.7%        | 16.1%        | 5.2%         | 19.7%        | <b>27.8%</b> | 21.8%        | 23.2%        | 14.6%        |
| 障害者団体、患者団体など       |     | 6.1%         | 2.2%         | 9.3%         | 6.3%         | 1.9%         | <b>29.1%</b> | <b>16.1%</b> | <b>37.5%</b> |
| 民生委員・児童委員          |     | 1.2%         | 2.1%         | 0.4%         | 0.9%         | 1.4%         | 0.9%         | 0.0%         | 0.0%         |
| 障害者相談員             |     | 10.6%        | 4.8%         | <b>23.0%</b> | 13.2%        | 5.0%         | 3.6%         | <b>30.4%</b> | <b>29.2%</b> |
| 職場・学校              |     | 6.8%         | 2.2%         | 5.6%         | <b>26.9%</b> | 2.2%         | 0.0%         | 5.4%         | 6.3%         |
| 社会福祉協議会            |     | 2.1%         | 3.2%         | 2.1%         | 0.2%         | 2.0%         | 4.5%         | 1.8%         | 2.1%         |
| 家族や友人・知人           |     | <b>20.5%</b> | 13.8%        | <b>27.4%</b> | <b>40.8%</b> | 11.5%        | 15.5%        | 8.9%         | <b>43.8%</b> |

※障害種別の太字の箇所は、平均より5%以上高い数値

- ・「情報入手やコミュニケーションをとる上で必要な配慮として、どのようなことを求めるか。」という問いに対し、障害者全体では「必要な情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が35.8%で最も多くなっていますが、障害種別によって、主に必要とする配慮は異なっています。

(複数回答)

| 回答項目  | 回答者 | 全体           | 身体障害者        | 知的障害者        | 障害児          | 精神障害者 | 難病患者         | 高次脳機能障害者     | 発達障害者        |
|---|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|--------------|--------------|--------------|
| 誰もが読みやすい文字などを使用してほしい                                |     | 19.8%        | 20.5%        | 16.0%        | 13.0%        | 24.0% | 18.2%        | 12.5%        | 10.4%        |
| それぞれの障害者が情報入手できるようなさまざまな媒体（音声、点字、テキストデータなど）で提供してほしい |     | 11.3%        | 10.0%        | 5.6%         | 13.9%        | 9.4%  | <b>20.9%</b> | 14.3%        | 8.3%         |
| パンフレットやホームページなどを色の使い方に配慮して作成してほしい                   |     | 4.6%         | 5.0%         | 9.3%         | 4.2%         | 6.7%  | 2.7%         | 0.0%         | 6.3%         |
| 手話、筆談で対応できる人を増やしてほしい                                |     | 1.7%         | 1.4%         | 3.3%         | 1.9%         | 1.2%  | 1.8%         | 1.8%         | 0.0%         |
| SNS（ツイッター、フェイスブックなど）で発信してほしい                        |     | 9.7%         | 7.1%         | 13.7%        | <b>19.5%</b> | 9.0%  | 10.0%        | 5.4%         | 10.4%        |
| わかりやすい文言・表現・絵文字（ピクトグラム）を使用してほしい                     |     | 14.6%        | <b>21.2%</b> | <b>33.6%</b> | <b>22.3%</b> | 9.6%  | 10.9%        | 17.9%        | <b>39.6%</b> |
| 動画などでわかる資料を作成してほしい                                  |     | 8.1%         | 9.7%         | 5.2%         | <b>16.0%</b> | 5.8%  | 10.0%        | 12.5%        | <b>14.6%</b> |
| 必要な情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい                            |     | <b>35.8%</b> | <b>40.9%</b> | 9.3%         | <b>52.7%</b> | 29.7% | 30.9%        | <b>53.6%</b> | <b>62.5%</b> |

※障害種別の太字の箇所は、平均より5%以上高い数値

#### ● 考察

- ・ 障害特性や年齢、その他の属性により、情報を入手する媒体や求める必要な配慮が異なっていることを踏まえ、引き続き、情報保障・意思疎通支援に取り組むことが必要です。



#### 主要課題

##### (次期)

- ◆ 障害の特性に配慮した様々な方法による、市政や福祉等についての**情報発信**が求められています。

##### (現行)

- ◆ 障害の特性に配慮した様々な方法による、市政や福祉等についての**情報提供**が求められています。



#### 施策の方向性

##### (次期)

- ◆ 広報紙やSNSをはじめとする本市の情報発信に当たって、点字、音声認識コード、音声認識ソフト、インターネット等を活用するなど、障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実に努めます。また、本市のホームページがより利用しやすくなるよう、工夫に努めます。

##### (現行)

- ◆ 広報紙等をはじめとする本市の情報発信に当たって、点字、音声認識コード、電子タグ、インターネット等を活用するなど、障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実に努めます。また、本市のホームページがより利用しやすくなるよう、工夫に努めます。



## 主な事業・取組

- ⑨ 各種行事やイベント等における情報保障のあり方についての啓発
  - ・ 各種行事やイベント等を開催する際の情報保障のあり方について、本市職員への定期的な啓発の実施
- ⑨ 手話による相談支援の実施
  - ・ 身体障害者更生相談所に手話相談員を設置し、手話による相談支援を実施
- ⑨ 文字情報による相談支援の実施
  - ・ 身体障害者更生相談所に音声認識機能のあるタブレット端末を設置し、中途失聴・難聴者に対する文字情報による相談支援を実施
- ⑨ 点字・声の広報の発行
  - ・ 本市の広報紙について、毎号、点字版やCD（デジ版）を作成
- ⑨ 手話通訳・字幕付テレビ広報番組の放送
  - ・ テレビ広報番組に、手話通訳及び字幕（クローズドキャプション・要約字幕）を付けて放送
- ⑨ 市長記者会見の手話通訳・字幕付インターネット動画の配信
  - ・ 市長記者会見の生中継動画に手話通訳を付けてインターネットで配信するとともに、会見後に字幕（クローズドキャプション）を挿入した動画をインターネットで配信
- ⑨ 本会議中継等における手話通訳の活用
  - ・ 本市の本会議中継及び議長記者会見に手話通訳を付けて放送
- ⑨ 聴覚障害者の傍聴に対する手話通訳者、要約筆記者・奉仕員の派遣手配
  - ・ 聴覚障害者が本会議や委員会を傍聴する際、手話通訳者や要約筆記者・奉仕員の派遣を手配
- ⑨ 障害者向けホームページ「広島市障害者支援情報提供サイト」の運営と掲載情報等の充実
  - ・ 障害者団体の活動実績やイベント情報等、障害者の生活に関連する情報を発信するホームページ「広島市障害者支援情報提供サイト」の運営と掲載情報等の充実
- ⑨ ホームページの充実
  - ・ 障害者をはじめ誰もが利用しやすいホームページとなるよう、本市ホームページの利便性や操作性等を向上
- ⑨ 広島市視覚障害者情報センター運営
  - ・ 視覚障害者向けの情報通信機器や日常生活用具に関する情報提供等を行う「広島市視覚障害者情報センター」を運営
- ⑨ コミュニケーション支援事業
  - ・ 手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員の派遣、手話相談員の設置を実施

|      |                         |           |                               |     |                   |
|------|-------------------------|-----------|-------------------------------|-----|-------------------|
| 施策の柱 | 4                       | 地域生活支援の充実 | 施策項目                          | (4) | 情報・コミュニケーション支援の充実 |
| 施策展開 | ① 障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実 |           | ② ICT等を活用した障害者のコミュニケーション支援の充実 |     |                   |

◎ 障害者を取り巻く状況等

- ・ 令和 3年 6月「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- ・ 障害福祉課と区福祉課にタブレット端末等を設置し、インターネットテレビ電話を活用した手話による相談支援を実施
- ・ 各種研修会の実施などにより、手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保
- ・ 介護者がいない、意思疎通が困難な重度の身体障害者が医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通に熟達した人をコミュニケーション支援員として派遣
- ・ 広島情報シンフォニーに委託して心身障害者福祉センター等において、在宅障害者を対象とした講習会を開催するほか、施設等に講師を派遣し、入・退所者を対象とする講習会を開催

| 事業名                                   | 単位        | 年度     |        |       |       |       |
|---------------------------------------|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|
|                                       |           | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 手話や要約筆記等の専門的な要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保 | 手話通訳者     | 3回     | 3回     | 3回    | 3回    | 3回    |
|                                       | 要約筆記者・奉仕員 | 3回     | 3回     | 3回    | 3回    | 3回    |
| ICT講習会の開催                             | 在宅障害者対象   | 19講座   | 19講座   | 19講座  | 17講座  | 19講座  |
|                                       | 施設等対象     | 17講座   | 17講座   | 17講座  | 12講座  | 17講座  |

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・ 「インターネットを利用したパソコン・タブレットやその他の通信機器（スマートフォン等）を使っているか。」という問いに対し、障害者全体の46.6%が「使っている」と回答しています。

| 回答者    | 回答項目         |       |       |       |       |       |          |       |
|--------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| 回答項目   | 全体           | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児   | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
| 使っている  | <b>46.6%</b> | 44.9% | 43.6% | 55.9% | 40.0% | 61.8% | 60.7%    | 87.5% |
| 使っていない | 43.6%        | 43.3% | 44.6% | 41.5% | 49.1% | 28.2% | 28.6%    | 10.4% |

- ・ 上記で「使っている」と回答した人の中で、「パソコン等を使う際に困ること（不安なこと）があるか。」という問いに対し、障害者全体の37.5%が「個人情報の流出」と回答し、最も多くなっています。次いで、28.1%が「インターネットによる悪徳商法（架空・不当請求）」と回答しています。また、26.5%が「操作がわからないときに、教えてくれる人が身近にいない」と回答しています。

(複数回答)

| 回答者                                | 回答項目         |       |       |       |       |       |          |       |
|------------------------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| 回答項目                               | 全体           | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児   | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
| 操作がわからないときに、教えてくれる人が身近にいない         | <b>26.5%</b> | 26.8% | 27.4% | 16.6% | 27.2% | 36.8% | 47.1%    | 35.7% |
| 機器や通信にかかる費用が高い                     | 26.2%        | 27.8% | 25.7% | 19.9% | 29.0% | 19.1% | 32.4%    | 38.1% |
| キーボードや周辺機器、ソフトウェアが使いづらい（自分に合っていない） | 5.4%         | 6.2%  | 4.0%  | 5.4%  | 4.1%  | 11.8% | 5.9%     | 7.1%  |
| 画面の表示やデザイン（色やレイアウトなど）がわかりにくい       | 2.7%         | 3.9%  | 1.3%  | 2.9%  | 1.4%  | 10.3% | 0.0%     | 0.0%  |
| 音声が届きづらい                           | 2.9%         | 3.9%  | 2.2%  | 3.3%  | 1.7%  | 5.9%  | 2.9%     | 0.0%  |
| インターネットによる悪徳商法（架空・不当請求）            | <b>28.1%</b> | 19.6% | 36.7% | 33.6% | 23.8% | 25.0% | 32.4%    | 50.0% |
| 個人情報の流出                            | <b>37.5%</b> | 34.3% | 42.9% | 40.7% | 35.7% | 29.4% | 35.3%    | 42.9% |
| コンピューターウイルスへの感染                    | 26.7%        | 29.1% | 29.2% | 27.0% | 23.2% | 29.4% | 32.4%    | 14.3% |

● 考察

- ・ 総務省の調査では、スマートフォンの保有率は77.3%（2022年 出典：令和5年度情報通信白書）であり、本市における障害者のパソコン等の保有率も上昇していく可能性があります。障害者がICTを活用できるよう、引き続き、ICT講習会などにより支援していくことが必要です。



### 主要課題

#### (次期)

- ◆ 視覚障害や聴覚障害により情報の取得や意思疎通が困難な障害者に対する、情報・コミュニケーション支援の充実が求められています。
- ◆ ICTを利活用した障害者のコミュニケーション支援が求められています。
- ◆ 音声認識や文字認識等のAI技術は進展しており、情報アクセシビリティの向上のため、ICTを始めとする新技術の利活用の推進を図ることが必要です。

#### (現行)

- ◆ 視覚障害や聴覚障害により情報の取得や意思疎通が困難な障害者に対する、情報・コミュニケーション支援の充実が求められています。
- ◆ ICTを利活用した障害者のコミュニケーション支援が求められています。



### 施策の方向性

#### (次期)

- ◆ 手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保するなど、障害者の情報・コミュニケーション支援の充実に努めます。
- ◆ 障害者総合支援法に基づくサービスの拡大により、入院時の支援を充実します。
- ◆ ICTを利活用した障害者のコミュニケーション支援の充実に努めます。
- ◆ 障害者の情報アクセシビリティの向上に資するICTを始めとする新技術の利活用の推進に努めます。

#### (現行)

- ◆ 手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保するなど、障害者の情報・コミュニケーション支援の充実に努めます。
- ◆ 障害者総合支援法に基づくサービスの拡大により、入院時の支援を充実します。
- ◆ ICTを利活用した障害者のコミュニケーション支援の充実に努めます。

### 主な事業・取組

- ⑧ 手話専用テレビ電話による相談支援の実施
  - ・ 障害福祉課と区福祉課にタブレット端末等を設置し、インターネットテレビ電話を活用した手話による相談支援と音声認識ソフトを活用した文字情報による相談支援を実施
- ⑧ 手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保
  - ・ 各種研修会の実施などにより、手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保
- ⑧ 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業
  - ・ 介護者がいない、意思疎通が困難な重度の身体障害者が医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通に熟達した人をコミュニケーション支援員として派遣
- ⑧ ICT講習会の開催
  - ・ (株)広島情報シンフォニーに委託して心身障害者福祉センター等において在宅障害者を対象とした講習会を開催するほか、施設等に講師を派遣し、入・退所者を対象とする講習会を開催

|      |                         |            |   |     |             |
|------|-------------------------|------------|---|-----|-------------|
| 施策の柱 | 5                       | 発達支援と教育の充実 | 施策項目                                    | (1) | 総合的な発達支援の充実 |
| 施策展開 | ① 障害の早期発見及び保護者への支援体制の充実 |            | ② 医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実 |     |             |

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- ・ 広島市民病院において、産科センター、未熟児新生児センター、小児科、小児外科を集約し、子どもと母親に対する総合的な医療を提供
- ・ 妊産婦・乳児一般健診、4か月児・1歳6か月児・3歳児の各健康診査を実施。特に1歳6か月児・3歳児に対しては、児童相談所と連携を図りながら、精神発達面の精密健康診査を実施
- ・ 1歳6か月児健康診査後の「親子教室」や「5歳児発達相談」を実施。また、市内の小児科や保育園・幼稚園等へ乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先案内用リーフレットを配付
- ・ 発達障害児を早期発見し、理解するとともに、発達障害児やその保護者に対し、連続した的確な支援を実施するための発達支援コーディネーター養成講座を実施
- ・ 聴覚障害を早期に発見し、聴覚補助や言語発達支援等の適切な支援を行うことを目的として、新生児に対し聴覚検査を実施
- ・ 就学時健康診断の場で、保護者からの発達障害に関する相談を受付

| 事業名                | 単位                     | 年度       |          |          |          |          |
|--------------------|------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                    |                        | 平成30年度   | 平成31年度   | 令和2年度    | 令和3年度    | 令和4年度    |
| 総合周産期母子医療センターの運営   | 新生児部門延患者数              | 11,340人  | 11,244人  | 10,862人  | 10,670人  | 9,916人   |
| 妊産婦、乳幼児健康診査        | 妊産婦・乳児一般受診件数           | 157,239件 | 155,560件 | 149,706件 | 141,928件 | 138,041件 |
|                    | 4か月児受診者数               | 9,666人   | 8,802人   | 8,710人   | 8,400人   | 8,096人   |
|                    | 1歳6か月児受診者数             | 9,857人   | 9,588人   | 8,966人   | 5,721人   | 9,859人   |
|                    | 3歳児健診者数                | 9,895人   | 9,644人   | 9,198人   | 5,711人   | 10,648人  |
| 発達障害児早期発見・支援体制整備事業 | 親子教室開催回数               | 77回      | 78回      | 37回      | 45回      | 78回      |
|                    | 5歳児発達相談実施回数            | 63回      | 68回      | 99回      | 112回     | 113回     |
|                    | 乳幼児健診従事者を対象とした研修会の開催回数 | 3回       | 3回       | ※資料配布    | ※資料配布    | 3回       |
| 発達支援コーディネーターの養成    | 養成講座受講者数               | 753人     | 576人     | 139人     | 152人     | 271人     |
| 新生児聴覚検査事業          | 受検者数                   | 9,102人   | 8,704人   | 8,491人   | 8,271人   | 7,929人   |
| 就学時検診の実施           | 発達障害に関する相談件数           | 20件      | 21件      | 14件      | 13件      | 28件      |

● 考察

- ・ 乳幼児健診を活用した発達障害に係る啓発等により、保護者からの発達相談は増えています。保護者の気づきから、早期療育に繋げていくことが重要です。



主要課題

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 障害の早期発見の機会と療育の場の充実とともに、保護者への支援の充実が求められています。
- ◆ 障害児支援に携わる事業者や従事者の質の向上が求められています。



## 施策の方向性

### (次期)

(現行のとおり)

### (現行)

- ◆ 子どもの成長発育の確認や病気の早期発見のため、妊産婦・乳幼児健康診査を実施します。
- ◆ 発達障害の可能性のある子どもの保護者を対象として相談等を行うことにより、保護者の気づきを促すとともに、早期発見・早期療育に繋がるよう支援します。
- ◆ 関係機関との一層の連携及び情報の共有により、発達障害を早期発見し、早期療育に繋がる体制を整備します。
- ◆ 就学時健診の場で、必要に応じて発達障害に関する相談を実施します。
- ◆ 児童発達支援サービス事業所への支援により、サービスの質の向上を促進します。

## 主な事業・取組

- ⑧ 総合周産期母子医療センターの運営
  - ・ 広島市民病院において、産科センター、未熟児新生児センター、小児科、小児外科を集約し、子どもと母親に対する総合的な医療を提供
- ⑧ 妊産婦・乳幼児健康診査
  - ・ 妊産婦・乳幼児健康診査、4か月児・1歳6か月児・3歳児の各健康診査を実施。特に、1歳6か月児・3歳児に対しては、児童相談所と連携を図りながら、精神発達面の精密健康診査を実施
- ⑧ 発達障害児早期発見・支援体制整備事業
  - ・ 乳幼児期の支援の充実を図るため、1歳6か月児健康診査後の「親子教室」の開催や、「5歳児発達相談」を実施。また、市内の小児科や保育園・幼稚園等へ乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先案内用リーフレットを配布
- ⑧ 発達支援コーディネーターの養成
  - ・ 保育園・認定こども園における発達障害児支援のリーダーを養成する講座を実施。さらに、発達障害児及びその保護者への支援を充実させるとともに、関係機関との連携を図り、専門性向上のための講座を実施
- ⑧ 新生児聴覚検査事業
  - ・ 聴覚障害を早期に発見し、聴覚補助や言語発達支援等の適切な支援を行うことを目的として、新生児に対し聴覚検査を実施
- ⑧ 就学時健診の実施
  - ・ 就学時健康診断の場で、必要に応じて発達障害に関する相談を実施

|      |                         |      |                                       |
|------|-------------------------|------|---------------------------------------|
| 施策の柱 | 5 発達支援と教育の充実            | 施策項目 | (1) 総合的な発達支援の充実                       |
| 施策展開 | ① 障害の早期発見及び保護者への支援体制の充実 | ②    | 医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実 |

◎ 障害者を取り巻く状況等

- 平成30年 4月 「障害者総合支援法一部改正法」施行
- 令和 3年 9月 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律※」施行  
※…以下「医療的ケア児支援法」と記載
- 令和 4年 6月 「児童福祉法等の一部を改正する法律」成立

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- 児童発達支援センターを身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応
- こども療育センター（北部こども療育センター、西部こども療育センターを含む。）の外来診療部門において、障害児の診断・外来療育、家族等への支援を実施。また、各センター内に併設している児童発達支援センターにおいて療育を実施するとともに、同センターにおける発達障害児の受入体制を整備
- 児童発達支援センターにおける発達障害児の適切な受入や、より効果的な訓練・療育等を行うことができるよう、老朽化し、手狭になったこども療育センターの建替えにより、相談室や療育室、診察室や訓練室等の施設機能を充実
- 舟入市民病院において医療的ケアが必要な重症心身障害者を受け入れることができる短期入所を実施
- 支援を充実するため、重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの報酬等の支援について国の動向を踏まえて検討

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- 「求める行政支援はどれですか」という問いに対して、医療的ケアを受けている障害児の保護者の33.8%が、「ご家族等のレスパイト」、「短期入所施設の拡充」と回答しています。

| 回答項目           | 回答者 | 全体    | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児          | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|----------------|-----|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|----------|-------|
| ご家族等のレスパイト     |     | 12.6% | 7.1%  | 18.9% | <b>33.8%</b> | 6.0%  | 24.0% | 30.8%    | 33.3% |
| 通学・通園・通勤時の移動支援 |     | 7.9%  | 1.9%  | 17.0% | 30.0%        | 3.7%  | 10.0% | 11.5%    | 0.0%  |
| 災害時の避難先確保      |     | 18.1% | 19.9% | 29.2% | 27.5%        | 7.0%  | 28.0% | 34.6%    | 33.3% |
| 短期入所施設の拡充      |     | 14.9% | 11.6% | 26.4% | <b>33.8%</b> | 5.7%  | 22.0% | 30.8%    | 66.7% |
| 特になし           |     | 35.7% | 39.0% | 20.8% | 22.5%        | 46.3% | 18.0% | 15.4%    | 33.3% |
| その他            |     | 6.4%  | 6.4%  | 6.6%  | 13.8%        | 4.3%  | 4.0%  | 11.5%    | 0.0%  |
| 無回答            |     | 26.8% | 25.5% | 23.6% | 11.3%        | 34.3% | 24.0% | 23.1%    | 0.0%  |

◎ 障害者の医療ニーズに関する調査結果

- 「こども療育センターの定期受診について、予約が埋まっているため、希望通りに受診できない」という自由意見が多くあります。

● 考察

- 障害児の医療的ケアの対応は、主に家族等が行っていると考えられ、求められる行政支援においても、「ご家族等のレスパイト」や「短期入所施設の拡充」が最も多くなっています。医療的ケア児支援法に基づき支援の充実を図ることが必要です。
- 児童福祉法の改正に基づき、障害児とその家族に対する包括的な支援のための体制強化を図ることが必要です。



## 主要課題

### (次期)

- ◆ 障害児保育や、障害児支援サービスの質・量両面の充実、障害児とその家族への切れ目のない支援が求められています。
- ◆ 医療的ケア児や重症心身障害児への医療、福祉等の関係機関が連携した支援の充実が求められています。
- ◆ こども療育センターにおける円滑な診察や通所療育の充実が求められています。
- ◆ 医療的ケア児支援法の施行や児童福祉法の改正に基づき、障害児とその家族を包括的に支援する観点から、支援の充実を図ることが必要です。

### (現行)

- ◆ 障害児保育や、障害児支援サービスの質・量両面の充実、障害児とその家族への切れ目のない支援が求められています。
- ◆ 医療的ケア児や重症心身障害児への医療、福祉等の関係機関が連携した支援の充実が求められています。
- ◆ 療育センターの円滑な診察や通所療育の充実が求められています。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ こども療育センターを中心とした職員の専門性を高めるための研修などにより、個々の子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育体制を充実します。
- ◆ 療育水準の維持、向上に努めるとともに、成長期にある障害児の地域生活の支援に努めます。
- ◆ 児童福祉法の改正に基づき、児童発達支援センターが障害児支援の中核的役割を担うためのあり方等を検討します。
- ◆ 医療的ケア児を支える家族の負担の軽減を図る支援等の充実に努めます。

### (現行)

- ◆ こども療育センターを中心とした職員の専門性を高めるための研修などにより、個々の子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育体制を充実します。
- ◆ 療育水準の維持、向上に努めるとともに、成長期にある障害児の地域生活の支援に努めます。
- ◆ こども療育センターの建替・整備に合わせた支援体制の充実を行います。
- ◆ 児童福祉法の改正に基づく「居宅訪問型児童発達支援」の開始などにより、外出が著しく困難な重度の障害児等への支援の充実に努めます。

## 主な事業・取組

- ⑨ 医療的ケア児在宅レスパイト事業
  - ・ 在宅の医療的ケア児の保護者の負担を軽減するため、保護者に代わって医療的ケアを行う看護師を派遣
- ⑨ 児童福祉法の改正に基づき、児童発達支援センターのあり方等を検討
  - ・ 児童福祉法の改正に基づき、児童発達支援センターが障害児支援の中核的役割を担うためのあり方等を検討
- ⑨ 児童発達支援センターにおける地域支援
  - ・ 身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応
- ⑨ こども療育センターにおける療育の実施
  - ・ こども療育センターの外来診療部門において、障害児の診断・外来療育、家族等への支援を実施。また、各センター内に併設している児童発達支援センターにおいて療育を実施するとともに、同センターにおける発達障害児の受入体制を整備
- ⑨ 重症心身障害児（者）医療型短期入所事業
  - ・ 舟入市民病院において医療的ケアが必要な重症心身障害者を受け入れることができる短期入所事業の補助を実施
- ⑨ 重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの支援の検討
  - ・ 国の動向を踏まえ、支援を充実するため、重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの報酬等の支援について検討

|      |   |                                    |      |                  |             |
|------|---|------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 施策の柱 | 5 | 発達支援と教育の充実                         | 施策項目 | (2)              | 自立に向けた教育の充実 |
| 施策展開 | ① | 多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備 | ②    | 生涯を通じた多様な学習活動の充実 |             |
|      | ③ | 交流活動や放課後活動等の充実                     |      |                  |             |

◎ 障害者を取り巻く状況等

- 平成30年8月「学校教育法施行規則」一部改正
- 平成31年1月「特別支援学校高等部学習指導要領」公示
- 令和5年6月「第4期教育振興基本計画」策定

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- 小・中学校等に在籍する発達障害等、特別な教育的支援の必要な児童生徒等に対し、適切な指導及び必要な支援を行うため、専門家チームによる巡回相談指導を実施
- 小・中学校等の通常の学級に在籍する肢体不自由児への支援を行う特別支援教育アシスタント及び障害のある児童生徒等に限定せず学習支援を行う学習サポーターを配置し、学校生活上の支援を実施
- 幼稚園における園内の支援体制づくりに係る実践的な研究を実施。また、小・中学校においては、特別支援教育コーディネーターの専任化を図り、インクルーシブ教育システム構築に向けた校内の体制づくり等に係る実践的な研究を実施
- 小・中学校等の医療的ケアを必要とする児童生徒等が、安心して学校生活を送ることができるよう看護師を配置するとともに、今後の看護師配置に係る局を横断するシステムの構築に向けた検討を実施
- 急激な児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、広島特別支援学校の校舎を増築工事を実施

| 事業名                      | 単位          | 年度     |        |        |       |        |
|--------------------------|-------------|--------|--------|--------|-------|--------|
|                          |             | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度  | 令和3年度 | 令和4年度  |
| 巡回相談指導の実施                | 巡回相談指導回数    | 125園・校 | 126園・校 | 120園・校 | 80園・校 | 113園・校 |
|                          |             | 延251回  | 延252回  | 延226回  | 延125回 | 延168回  |
| 特別支援教育コーディネーターの資質向上      | 研修実施回数      | 新任者5回  | 新任者5回  | 新任者5回  | 新任者5回 | 新任者5回  |
|                          |             | 経験者3回  | 経験者3回  | 経験者3回  | 経験者3回 | 経験者3回  |
| 特別支援教育アシスタント及び学習サポーターの配置 | 特別教育アシスタント数 | 445人   | 446人   | 49人    | 46人   | 54人    |
|                          | 学習サポーター数    |        |        | 496人   | 568人  | 580人   |

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- 「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策はどのようなことだと思うか」という問いで、障害児の保護者の29.7%が「障害がある子どもと障害がない子どもがともに学ぶ教育を推進すること」と回答し、25.3%が「職業に関する教育など、障害者の個々のニーズに対応した教育を充実すること」と回答しています。

(複数回答)

| 回答項目                               | 回答者  |       |       |              |       |      |          |       |
|------------------------------------|------|-------|-------|--------------|-------|------|----------|-------|
|                                    | 全体   | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児          | 精神障害者 | 難病患者 | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
| 職業に関する教育など障害者の個々のニーズに対応した教育を充実すること | 7.5% | 1.8%  | 4.1%  | <b>25.3%</b> | 5.3%  | 2.7% | 1.8%     | 25.0% |
| 障害がある子どもと障害がない子どもがともに学ぶ教育を推進すること   | 9.7% | 6.0%  | 6.9%  | <b>29.7%</b> | 4.4%  | 7.3% | 8.9%     | 12.5% |

● 考察

- 障害福祉等に関するアンケート調査結果から、障害がある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ教育と個々のニーズに応じた教育が求められています。国の教育振興基本計画も踏まえ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、合理的配慮の提供などによる一人一人のニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムを構築していく必要があります。





## 主要課題

### (次期)

(現行のとおり)

### (現行)

- ◆ 障害児個々のニーズに応じた教育支援や就学・教育相談を含む教育の充実が求められています。
- ◆ 障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ教育を推進することが求められています。
- ◆ 学校卒業後の行き場の確保も含め、関係機関との一層の連携が求められています。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ 一人一人の子どもの障害に配慮した指導や、教員研修等の充実などにより、子どもの能力を伸ばす教育指導の充実に努めます。
- ◆ 特別支援教育アシスタントの配置や、専門家チームによる巡回相談指導等の実施など、特別支援教育体制の充実に努めます。
- ◆ インクルーシブ教育システム構築に向けた学校の体制づくりなどについて実践的な研究に努めます。
- ◆ 医療的ケアが必要な子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、看護師の配置に努めます。
- ◆ 障害者の学校卒業後の関係機関との連携の充実に努めます。
- ◆ 急激な児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、広島特別支援学校の校舎を増築し、教育環境の充実を図ります。
- ◆ 就学・教育相談を行う職員の専門性の向上など、就学・教育相談の充実に努めます。

### (現行)

- ◆ 一人一人の子どもの障害に配慮した指導や、教員研修等の充実などにより、子どもの能力を伸ばす教育指導の充実に努めます。
- ◆ 特別支援教育アシスタントの配置や、専門家チームによる巡回相談指導等の実施など、特別支援教育体制の充実に努めます。
- ◆ インクルーシブ教育システム構築に向けた学校の体制づくりなどについて実践的な研究に努めます。
- ◆ 医療的ケアが必要な子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、看護師の配置に努めます。
- ◆ 特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室にタブレット端末を整備します。
- ◆ 発達障害児者を含む障害者について、学校卒業後の関係機関との連携の充実に努めます。
- ◆ 急激な児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、広島特別支援学校の校舎を増築し、教育環境の充実を図ります。
- ◆ 就学・教育相談を行う職員の専門性の向上など、就学・教育相談の充実に努めます。

## 主な事業・取組

- ⑧ 巡回相談指導の実施
  - ・ 小・中学校等に在籍する発達障害等、特別な教育的支援の必要な児童生徒等に対し、適切な指導及び必要な支援を行うため、専門家チームによる巡回相談指導を実施
- ⑧ 特別支援教育アシスタント及び学習サポーターの配置
  - ・ 小・中学校等の通常の学級に在籍する肢体不自由児への支援を行う特別支援教育アシスタント及び障害のある児童生徒等に限定せず学習支援を行う学習サポーターを配置し、学校生活上の支援を実施
- ⑧ インクルーシブ教育実践研究校等における取組の推進
  - ・ 幼稚園における園内の支援体制づくりに係る実践的な研究を実施。また、小・中学校においては、特別支援教育コーディネーターの専任化を図り、インクルーシブ教育システム構築に向けた校内の体制づくり等に係る実践的な研究を実施
- ⑧ 障害のある子どもへの医療的ケア実施事業
  - ・ 小・中学校等の医療的ケアを必要とする児童生徒等が、安心して学校生活を送ることができるよう看護師を配置するとともに、今後の看護師配置に係る局を横断するシステムの構築に向けた検討を実施
- ⑧ 広島特別支援学校校舎増築
  - ・ 急激な児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、広島特別支援学校の校舎を増築し、教育環境を充実

|      |   |                                    |                    |     |             |
|------|---|------------------------------------|--------------------|-----|-------------|
| 施策の柱 | 5 | 発達支援と教育の充実                         | 施策項目               | (2) | 自立に向けた教育の充実 |
| 施策展開 | ① | 多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備 | ② 生涯を通じた多様な学習活動の充実 |     |             |
|      | ③ | 交流活動や放課後活動等の充実                     |                    |     |             |

◎ 障害者を取り巻く状況等

- ・平成30年6月「第3期教育振興基本計画」策定
- ・令和4年3月 障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会の報告書（国）
- ・令和5年6月「第4期教育振興基本計画」策定

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- ・各区スポーツセンターで実施されるスポーツ行事等への障害者の参加を促進するため、「障がい者スポーツ指導員」有資格者の全区スポーツセンターへの配置、利用料金の減免及び障害者スポーツ体験会を実施
- ・障害者団体との連携又は共催により、公民館において事業や講座等を実施。また、公民館で学習する障害者の自主活動グループに対して、運営方法、活動場所、他団体との連携に関する相談対応や助言等を実施
- ・障害者の社会参加促進事業において、各種教室や生活訓練等を実施

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・アンケートの回答者全体の2,708人のうち、639人が地域での活動や行事に参加していると回答しています。参加していると回答した639人に対し「どのような活動や行事に参加しているか」と問うと、14.1%が「スポーツ・レクリエーション等の大会、イベントへの参加」、7.0%が「文化芸術のコンクール、作品展、イベント等への参加」、4.9%が「公民館等の生涯学習に関連した活動」と回答しています。

(複数回答)

| 回答項目                       | 回答者 | 全体    | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児  | 精神障害者 | 難病患者 | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|----------------------------|-----|-------|-------|-------|------|-------|------|----------|-------|
| スポーツ・レクリエーション等の大会、イベントへの参加 |     | 14.1% | 14.9% | 25.7% | 6.3% | 15.1% | 3.2% | 0%       | 22.7% |
| 文化芸術のコンクール、作品展、イベント等への参加   |     | 7.0%  | 3.7%  | 10.6% | 5.2% | 8.8%  | 6.5% | 16.7%    | 9.1%  |
| 公民館等の生涯学習に関連した活動           |     | 4.9%  | 11.9% | 0.9%  | 1.7% | 5.0%  | 9.7% | 0%       | 0%    |

- ・アンケートの回答者全体の2,708人に対し「どのような活動や行事に参加したいか」と問うと、10.8%が「スポーツ・レクリエーション等の大会、イベントへの参加」、6.5%が「文化芸術のコンクール、作品展」、4.3%が「公民館等の生涯学習に関連した活動」と回答しています。

(複数回答)

| 回答項目                       | 回答者 | 全体    | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児   | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|----------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| スポーツ・レクリエーション等の大会、イベントへの参加 |     | 10.8% | 7.2%  | 15.8% | 13.7% | 9.8%  | 6.4%  | 7.1%     | 14.6% |
| 文化芸術のコンクール、作品展、イベント等への参加   |     | 6.5%  | 3.7%  | 6.8%  | 7.7%  | 6.8%  | 10.9% | 8.9%     | 12.5% |
| 公民館等の生涯学習に関連した活動           |     | 4.3%  | 7.3%  | 1.4%  | 2.6%  | 3.8%  | 9.1%  | 3.6%     | 8.3%  |

- ・アンケートの回答者全体の2,708人に対し「地域での活動や行事に参加しやすくなるために必要だと思うことは何か」と問うと、25.7%が「開催日や参加方法などの情報を入手しやすくすること」と回答しています。

(複数回答)

| 回答項目                     | 回答者 | 全体    | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児   | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|--------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| 開催日や参加方法などの情報を入手しやすくすること |     | 25.7% | 21.6% | 24.5% | 37.8% | 22.5% | 28.2% | 32.1%    | 35.4% |

● 考察

- ・障害者の生涯学習については、国の障害者基本計画及び教育振興基本計画に明記されています。令和4年3月に公表された検討会の報告書の内容も踏まえ、推進に向けた検討が必要です。
- ・障害者の生涯学習の場への参加を促進するためには、開催日や参加方法などの情報発信に努めることが必要です。



### 主要課題

#### (次期)

- ◆ 障害者が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、福祉施策、教育施策、スポーツ施策、労働施策等を連動させながら支援し、参加の機会を充実する必要があります。
- ◆ 障害者の生涯学習の場への参加を促すため、活動や行事等の情報発信に努めることが必要です。

#### (現行)

- ◆ 障害者が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、福祉施策、教育施策、スポーツ施策、労働施策等を連動させながら支援し、参加の機会を充実する必要があります。



### 施策の方向性

#### (次期)

- ◆ 福祉や市民活動、教育等の関係部局が連携して、障害者の生涯を通じた多様な学習活動への支援について検討します。
- ◆ 活動やイベント情報等の情報を発信する障害者支援情報提供サイトの充実を図ります。

#### (現行)

- ◆ 福祉や市民活動、教育等の関係部局が連携して、障害者の生涯を通じた多様な学習生活への支援について検討します。

### 主な事業・取組

- ⑩ 生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けた関係部局との検討
  - ・ 生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けた取組等について関係部局と検討
- ⑩ 区スポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実（再掲）
  - ・ 各区のスポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実
- ⑩ 公民館での学習会開催、学習グループへの支援（再掲）
  - ・ 事業や講座等を、障害者団体等との連携又は共催により実施
  - ・ 公民館において学習する障害者の自主活動グループに対して、運営方法、活動場所、他団体との連携に関する相談対応や助言等を実施
- ⑩ 障害者向けホームページ「広島市障害者支援情報提供サイト」の運営と掲載情報等の充実（再掲）
  - ・ 障害者団体の活動実績やイベント情報等、障害者の生活に関連する情報を発信するホームページ「広島市障害者支援情報提供サイト」の運営と掲載情報等の充実

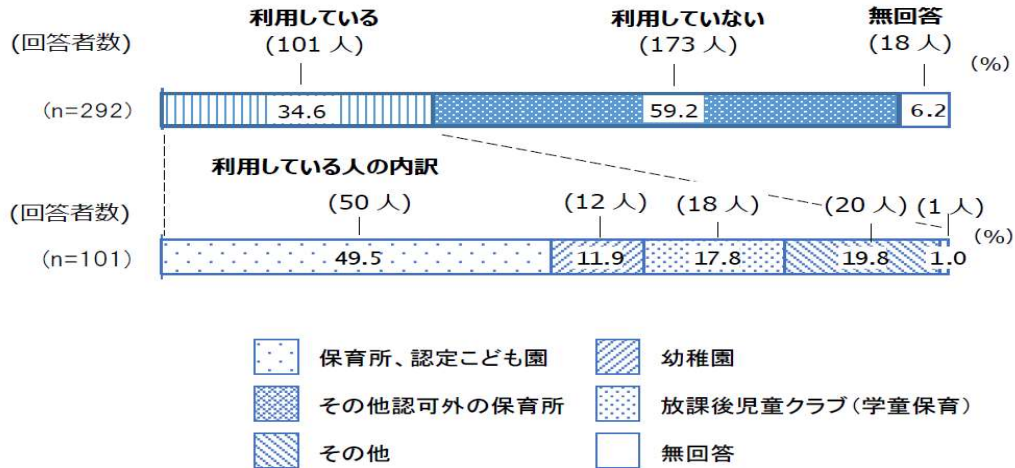
|      |   |                                    |      |                  |             |
|------|---|------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 施策の柱 | 5 | 発達支援と教育の充実                         | 施策項目 | (2)              | 自立に向けた教育の充実 |
| 施策展開 | ① | 多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備 | ②    | 生涯を通じた多様な学習活動の充実 |             |
|      | ③ | 交流活動や放課後活動等の充実                     |      |                  |             |

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- ・ 特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に、放課後及び長期休暇中における活動の場を提供
- ・ 市立特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、地域交流を促進する活動等の事業を行う地域活動グループ等に対し助成

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・ 「現在、幼稚園や保育所、学童保育などの「子ども・子育て支援」を利用していますか」という問いに対し、11歳までの障害児の保護者のうち、34.6%（101人）が「利用している」と回答しています。また、そのうち、放課後児童クラブを利用していると回答したのは、17.8%（18人）です。



- ・ 「子ども・子育て支援として、「定期的に」利用したいと考えるのはどれか」という問いに対し、11歳までの障害児の保護者の27.4%（80人）が「放課後児童クラブ」と回答しています。

| 区分     | 保育所、認定こども園 | 幼稚園   | その他認可外の保育所 | 放課後児童クラブ(学童保育) | その他  | 特にない、分からない | 無回答   |
|--------|------------|-------|------------|----------------|------|------------|-------|
| 回答者の割合 | 25.7%      | 11.6% | 0.7%       | <b>27.4%</b>   | 6.5% | 31.8%      | 17.5% |
| 回答者数   | 75人        | 34人   | 2人         | <b>80人</b>     | 19人  | 93人        | 51人   |

- ・ 「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策はどのようなことだと思うか」という問いで、障害児の保護者の20.2%が「放課後や夏休みに活動できる場を充実すること」と回答しています。

| 回答項目                  | 回答者  |       |       |              |       |      |          |       |
|-----------------------|------|-------|-------|--------------|-------|------|----------|-------|
|                       | 全体   | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児          | 精神障害者 | 難病患者 | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
| 放課後や夏休みに活動できる場を充実すること | 4.4% | 1.3%  | 1.0%  | <b>20.2%</b> | 2.0%  | 0.9% | 0.0%     | 2.1%  |

● 考察

- ・ 障害福祉等に関するアンケート調査結果では、実際の利用者数よりも多くの保護者が、放課後児童クラブの利用を希望しています。また、保護者の20.2%が放課後や夏休みに活動できる場の充実を求めています。こうした利用のニーズを踏まえ、障害児の受け入れ体制の確保が必要です。



## 主要課題

### (次期)

(現行のとおり)

### (現行)

- ◆ 障害のある子どもの放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動できる場を確保するとともに、活動内容を充実する必要があります。
- ◆ 障害のある子どもとない子どもの交流を学校生活以外の場においても推進する必要があります。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ 障害のある子どもの放課後や夏休み等の長期休暇中に活動できる場の確保と活動内容の充実に努めます。
- ◆ 特別支援学校・学級と地域との交流などにより、市民の障害及び障害者への理解の促進に努めます。

### (現行)

- ◆ 障害のある子どもの放課後や夏休み等の長期休暇中に活動できる場の確保と活動内容の充実に努めます。
- ◆ 特別支援学校・学級と地域との交流などにより、市民の障害児者への理解の促進に努めます。

## 主な事業・取組

- ⑧ 特別支援学校放課後対策事業、障害児いきいき活動事業
  - ・ 特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に、放課後及び長期休暇中における活動の場を提供
- ⑧ 市立特別支援学校児童生徒の地域活動推進事業
  - ・ 市立特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、地域交流を促進する活動等の事業を行う地域活動グループ等に対し助成
- ⑧ 放課後児童クラブへの障害児の受け入れ
  - ・ 放課後児童クラブへの障害児の受け入れに対応するため、臨時指導員を配置するとともに、指導員への障害児に関する研修を実施。また、受入施設のトイレ改修や階段への手すり設置等を実施

|      |                           |         |                               |     |                |
|------|---------------------------|---------|-------------------------------|-----|----------------|
| 施策の柱 | 6                         | 活躍支援の充実 | 施策項目                          | (1) | スポーツ・文化芸術活動の促進 |
| 施策展開 | ① スポーツの大会等への障害者の参加促進と環境整備 |         | ② 文化芸術活動のイベント等への障害者の参加促進と環境整備 |     |                |
|      |                           |         |                               |     |                |

◎ 障害者を取り巻く状況等

- 令和3年7～9月 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- 障害者団体等を中心に設立した広島市障害者スポーツ協会に委託し、陸上、水泳、卓球等の競技を実施
- 障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会に広島市選手団を派遣
- 市民参加型のマラソン大会への障害者を含め幅広い参加を促進（種目の一つとして「5km車いす」を設定）
- 障害者のスポーツ活動への参加のきっかけづくりや、技能の向上、楽しみながらリハビリテーション効果を得ること等を目指し、心身障害者福祉センターで水泳、テニス、バドミントン等の教室を開催
- 各区スポーツセンターで実施されるスポーツ行事等への障害者の参加を促進するため、「障がい者スポーツ指導員」有資格者の全区スポーツセンターへの配置、利用料金の減免及び障害者スポーツ体験会を実施
- 各種障害者スポーツ大会に出場する選手又はチームに対し、参加費用の一部を補助する制度を開始
- 障害者スポーツの振興のため、広島市障害者スポーツ協会の体制や関係団体等との連携の強化等による支援の検討を実施

| 事業名                    | 単位         | 年度     |        |        |        |        |
|------------------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                        |            | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
| ひろしま国際平和マラソンへの参加促進     | 5km車いす参加者数 | 31人    | 45人    | 中止     | 中止     | 中止     |
| 心身障害者福祉センターでのスポーツ教室の開催 | 開催回数       | 148回   | 451回   | 369回   | 148回   | 451回   |
|                        | 受講者数       | 2,451人 | 5,917人 | 4,665人 | 2,151人 | 5,917人 |
| 障害者の健康づくり事業            | 教室開催回数     | 151回   | 136回   | 57回    | 36回    | 97回    |

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- アンケートの回答者全体の2,708人のうち、639人が地域での活動や行事に参加していると回答しています。参加していると回答した639人に対し「どのような活動や行事に参加しているか」と問うと、14.1%が「スポーツ・レクリエーション等の大会、イベント」と回答しています。

(複数回答)

| 回答者<br>回答項目            | 全体    | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児  | 精神障害者 | 難病患者 | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|------------------------|-------|-------|-------|------|-------|------|----------|-------|
| スポーツ・レクリエーション等の大会、イベント | 14.1% | 14.9% | 25.7% | 6.3% | 15.1% | 3.2% | 0.0%     | 22.7% |

- 「今後どのような活動や行事に参加したいか」という問いに対し、10.8%が「スポーツ・レクリエーション等の大会、イベント」と回答しています。

(複数回答)

| 回答者<br>回答項目            | 全体    | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児   | 精神障害者 | 難病患者 | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|----------|-------|
| スポーツ・レクリエーション等の大会、イベント | 10.8% | 7.2%  | 15.8% | 13.7% | 9.8%  | 6.4% | 7.1%     | 14.6% |

- 「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策(どのようなことだと思うか)」という問いに対し、6.1%が「スポーツやレクリエーション、文化・芸術活動などの社会参加活動を推進すること」と回答しています。

(複数回答)

| 回答者<br>回答項目                           | 全体   | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児  | 精神障害者 | 難病患者 | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|---------------------------------------|------|-------|-------|------|-------|------|----------|-------|
| スポーツやレクリエーション、文化・芸術活動などの社会参加活動を推進すること | 6.1% | 5.3%  | 7.3%  | 5.1% | 7.1%  | 3.6% | 0.0%     | 10.4% |

● 考察

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催による市民の共生社会への理解・関心の高まりと、障害者スポーツの気運向上を契機として、社会的障壁を除去し、障害者の社会参画を促進するため、障害のあるなしに関わらず誰もがスポーツに親しめる機会をつくり、障害者スポーツの振興を図ることが必要です。



## 主要課題

### (次期)

- ◆ 障害のあるなしに関わらず、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しむための取組が重要です。
- ◆ 障害者の主体的なスポーツ・レクリエーション活動への参加促進に努めるとともに、活動を通じた市民との交流等を一層促進する必要があります。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を行っている、又はノウハウのある団体等との連携や、団体活動への支援が求められています。
- ◆ スポーツ・レクリエーションの分野で活躍する障害者を支援することが求められています。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を行う場所の確保や指導者の確保等、その環境整備が求められています。

### (現行)

- ◆ 障害のあるなしに関わらず、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しむための取組が重要です。
- ◆ 障害者の主体的なスポーツ・レクリエーション活動への参加促進に努めるとともに、活動を通じた市民との交流等を促進するよう努める必要があります。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を行っている、又はノウハウのある団体等との連携や、団体活動への支援が求められています。
- ◆ スポーツ・レクリエーションの分野で活躍する障害者を支援することが求められています。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を行う場所の確保や指導者の確保等、その環境整備が求められています。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ 障害者がスポーツ・レクリエーション活動をすることができる場や催しを充実することにより、障害者のスポーツ・レクリエーション等への参加を促進するとともに、市民の理解・関心が高まり、交流が深まる取組を進めます。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を行っている団体等への支援や、連携した取組に努めます。
- ◆ スポーツの分野で活躍する障害者に対して、全国的な大会や国際的な大会等への参加に対する支援をすることなどにより、障害者の社会参加と競技力の向上に努めます。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動の場所や指導者の充実により、障害者がスポーツ等の活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

### (現行)

- ◆ 障害者がスポーツ・レクリエーション活動をすることができる場や催しを充実することにより、障害者のスポーツ・レクリエーション等への参加を促進するとともに、市民の理解・関心が高まり、交流が深まる取組を進めます。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を行っている団体等への支援や、連携した取組に努めます。
- ◆ スポーツの分野で活躍する障害者に対して、全国的な大会や国際的な大会等への参加に対する支援をすることなどによる、競技力向上の方策を検討します。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動の場所や指導者の充実により、障害者がスポーツ等の活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

## 主な事業・取組

- **新** インクルーシブスポーツの振興に向けた取組を検討
  - ・ 県と連携したイベントの開催等によるインクルーシブスポーツの振興に向けた取組を検討
- **継** 障害者スポーツ大会の開催
  - ・ 障害者団体等を中心に設立した広島市障害者スポーツ協会に委託し、陸上、水泳、卓球等の競技を実施
- **継** 全国障害者スポーツ大会への選手派遣
  - ・ 障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会に広島市選手団を派遣
- **継** 心身障害者福祉センターでのスポーツ教室の開催
  - ・ 障害者のスポーツ活動への参加のきっかけづくりや技能の向上、楽しみながらのリハビリテーション効果等を目指し、水泳、テニス、バドミントン等の教室を開催
- **継** 区スポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実
  - ・ 各区のスポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実
- **拡** 国際大会等に参加する選手への支援（障害者スポーツ大会出場費補助金）
  - ・ 各種障害者スポーツ大会に出場する選手又はチームに対し、参加費用の一部について補助
- **継** 障害者スポーツの支援体制の整備
  - ・ 障害者スポーツの振興のため、広島市障害者スポーツ協会の体制や関係団体等との連携の強化等による支援の検討

|      |                           |         |                               |     |                |
|------|---------------------------|---------|-------------------------------|-----|----------------|
| 施策の柱 | 6                         | 活躍支援の充実 | 施策項目                          | (1) | スポーツ・文化芸術活動の促進 |
| 施策展開 | ① スポーツの大会等への障害者の参加促進と環境整備 |         | ② 文化芸術活動のイベント等への障害者の参加促進と環境整備 |     |                |
|      |                           |         |                               |     |                |

◎ 障害者を取り巻く状況等

- 平成30年 6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律※1」 施行  
※1…以下「障害者文化芸術活動推進法」と記載
- 令和元年 6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律※2」 施行  
※2…以下「読書バリアフリー法」と記載

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- 障害者が広島交響楽団と合同で、楽器演奏や合唱を行うコンサートを開催
- 障害者週間中に心身障害者福祉センター文化祭を開催し、文化教室等の作品展示、演奏発表等を実施
- 障害者団体との連携又は共催により、公民館において事業や講座等を実施。また、公民館で学習する障害者の自主活動グループに対して、運営方法、活動場所、他団体との連携等に関する相談対応、助言等を実施
- 映像文化ライブラリーにおいて、日本語字幕や音声ガイド、体感音響システムに対応した作品を上映
- 障害者の芸術活動を通じた、社会参加の促進、芸術分野で活躍できる人材の発掘・育成、経済的自立の可能性の拡大を図るため、障害者が制作したアート作品を集めた作品展や芸術教室の開催と、応募作品等を使用した商品化を実施
- 図書館において、対面朗読の実施、録音図書及び関係機器の貸出並びに図書郵送貸出等を実施

| 事業名                    | 単位            | 年度                 |                    |  |                  |                  |
|------------------------|---------------|--------------------|--------------------|--|------------------|------------------|
|                        |               | 平成30年度             | 平成31年度             | 令和2年度  | 令和3年度            | 令和4年度            |
| 広響マーガレットコンサートの開催       | 来場者数          | 633人               | 714人               | コンサートは中止。代替イベントとして、合唱を個別に撮影、編集し、広島市公式YouTubeに掲載した。 |                  |                  |
|                        | 参加者数          | 166人               | 169人               |  |                  |                  |
| ピースアート作品展の開催           | 作品展来場者数       | 1,561人             | 1,542人             |  | 351人             | 開催なし             |
|                        | Web展示アクセス数    |                    |                    | 1,931回   | 1,375回           |                  |
| 公民館での学習会開催、学習グループへの支援  | 延参加者数         | 19館、23事業<br>3,918人 | 16館、17事業<br>2,111人 | 9館、11事業<br>442人                                    | 16館、19事業<br>476人 | 18館、22事業<br>705人 |
| 心身障害者福祉センターにおける文化教室の開催 | 開催回数          | 82回                | 77回                | 75回  | 42回              | 64回              |
|                        | 延受講者数         | 1,733人             | 1,571人             | 1,778人   | 613人             | 926人             |
| 図書館での障害者向けサービスの提供      | 対面朗読回数        | 329回               | 339回               | 247回   | 121回             | 84回              |
|                        | 録音図書貸出点数      | 993点               | 900点               | 842点   | 749点             | 922点             |
|                        | デジター図書再生機貸出件数 | 2件                 | 2件                 | 6件   | 8件               | 7件               |
|                        | 図書郵送貸出冊数      | 2,365冊             | 2,748冊             | 3,545冊   | 3,980冊           | 3,997冊           |
|                        | 大活字本蔵書冊数      | 13,834冊            | 13,759冊            | 14,524冊  | 14,819冊          | 14,874冊          |
|                        | 布絵本蔵書冊数       | 72冊                | 76冊                | 88冊  | 90冊              | 88冊              |
|                        | 点字・点訳本蔵書冊数    | 869冊               | 885冊               | 901冊   | 920冊             | 984冊             |

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- アンケートの回答者全体の2,708人のうち、639人が地域での活動や行事に参加していると回答しています。参加していると回答した639人に対し「どのような活動や行事に参加しているか」と問うと、7.0%が「文化芸術のコンクール、作品展、イベント等への参加」と回答しています。

(複数回答)

| 回答項目                 | 回答者  |       |       |      |       |      |          |       |
|----------------------|------|-------|-------|------|-------|------|----------|-------|
|                      | 全体   | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児  | 精神障害者 | 難病患者 | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
| 文化芸術のコンクール、作品展、イベント等 | 7.0% | 3.7%  | 10.6% | 5.2% | 8.8%  | 6.5% | 16.7%    | 9.1%  |



- ・「今後どのような活動や行事に参加したいか」という問いに対し、6.5%が「文化芸術のコンクール、作品展、イベント等」と回答しています。

(複数回答)

| 回答項目                 | 回答者 | 全体   | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児  | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|----------------------|-----|------|-------|-------|------|-------|-------|----------|-------|
| 文化芸術のコンクール、作品展、イベント等 |     | 6.5% | 3.7%  | 6.8%  | 7.7% | 6.8%  | 10.9% | 8.9%     | 12.5% |

- ・「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策はどのようなことだと思うか」という問いに対し、6.1%が「スポーツやレクリエーション、文化・芸術活動などの社会参加活動を推進すること」と回答しています。

(複数回答)

| 回答項目                                  | 回答者 | 全体   | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児  | 精神障害者 | 難病患者 | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|---------------------------------------|-----|------|-------|-------|------|-------|------|----------|-------|
| スポーツやレクリエーション、文化・芸術活動などの社会参加活動を推進すること |     | 6.1% | 5.3%  | 7.3%  | 5.1% | 7.1%  | 3.6% | 0.0%     | 10.4% |

### ● 考察

- ・ 地域共生社会の実現には、障害者が社会のあらゆる活動に参加し活躍できる機会を拡大することが重要であり、障害者権利条約第1条にある「あらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」の観点からも、文化芸術活動の促進と、障害者の読書環境の整備に、引き続き取り組む必要があります。



## 主要課題

### (次期)

- ◆ 障害者の文化芸術活動を通じた市民との交流等を促進することは重要であり、引き続き障害者の主体的な活動の参加促進に努める必要があります。
- ◆ 文化芸術活動を行っている、又はノウハウのある団体等との連携や、団体活動への支援が求められています。
- ◆ 文化芸術の分野で活躍する障害者を支援することが求められています。
- ◆ 文化芸術についての体験や活動を行う機会・場所の確保や指導者の確保等、その環境整備が求められています。
- ◆ 「読書バリアフリー法」に基づき、障害特性に応じた、利用しやすい形式での読書を可能にする必要があります。

### (現行)

- ◆ 障害者の文化芸術活動を通じた市民との交流等を促進することは重要であり、引き続き障害者の主体的な活動の参加促進に努める必要があります。
- ◆ 文化芸術活動を行っている、又はノウハウのある団体等との連携や、団体活動への支援が求められています。
- ◆ 文化芸術の分野で活躍する障害者を支援することが求められています。
- ◆ 文化芸術についての体験や活動を行う機会・場所の確保や指導者の確保等、その環境整備が求められています。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ 文化芸術活動ができる場や催しを充実することにより、障害者の文化芸術活動等への参加を促進するとともに、市民の理解・関心が高まり、交流が深まる取組を進めます。
- ◆ 文化芸術活動を行っている団体等への支援や、連携した取組に努めます。
- ◆ 障害者が文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、自らが文化芸術活動を行う場所や指導者の充実により、障害者が芸術等の活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- ◆ 文化芸術の分野で活躍できる人材の発掘・育成や、文化芸術活動を通じた経済的自立に向けた支援を進めます。
- ◆ 「読書バリアフリー法」に基づき、市立図書館における読書環境の整備を進めます。

### (現行)

- ◆ 文化芸術活動ができる場や催しを充実することにより、障害者の文化芸術活動等への参加を促進するとともに、市民の理解・関心が高まり、交流が深まる取組を進めます。
- ◆ 文化芸術活動を行っている団体等への支援や、連携した取組に努めます。
- ◆ 障害者が文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、自らが文化芸術活動を行う場所や指導者の充実により、障害者が芸術等の活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- ◆ 文化芸術の分野で活躍できる人材の発掘・育成や、文化芸術活動を通じた経済的自立に向けた支援を進めます。

## 主な事業・取組

- ⑧ 広響マーガレットコンサートの開催
  - ・ 障害者が広島交響楽団と合同で、楽器演奏や合唱を行うコンサートを開催
- ⑧ 心身障害者福祉センター文化祭の開催
  - ・ 障害者週間（12月3日～9日）中に開催し、文化教室等の作品展示、演奏発表等を実施
- ⑧ 公民館での学習会開催、学習グループへの支援
  - ・ 事業や講座等を、障害者団体等との連携又は共催により実施
  - ・ 公民館において学習する障害者の自主活動グループに対して、運営方法、活動場所、他団体との連携等に関する相談対応、助言等を実施
- ⑧ ピースアート作品展の開催
  - ・ 障害者の芸術活動を通じた、社会参加の促進、芸術分野で活躍できる人材の発掘・育成、経済的自立の可能性の拡大を図るため、障害者が制作したアート作品を集めた作品展や芸術教室の開催
- ⑧ 映像文化ライブラリーでのバリアフリー作品の上映
  - ・ 映像文化ライブラリーにおいて、日本語字幕や音声ガイド、体感音響システムに対応した作品を上映
- ⑧ 図書館での障害者向けサービスの提供
  - ・ 「読書バリアフリー法」に基づき、図書館において、対面朗読の実施、録音図書及び関係機器の貸出並びに図書郵送貸出等を実施
  - ・ 中央図書館等の再整備に当たっては、障害のある方など多様な人々が快適に利用できるユニバーサルデザインを採用するよう考えており、施設面では、レイアウト等の工夫により十分な広さの通路等を確保するとともに、対面朗読に加えて、発達障害などにより聴覚や視覚が過敏な方の利用にも配慮した部屋を新たに設置。さらに、サービス面では、大活字本や布絵本、点訳絵本等の充実に加えて、音声読み上げにも対応できる電子書籍やスマートフォンなどで音声によって書籍やテキストなどを聴くオーディオブック等を導入することを検討

|      |                     |         |      |                         |             |
|------|---------------------|---------|------|-------------------------|-------------|
| 施策の柱 | 6                   | 活躍支援の充実 | 施策項目 | (2)                     | 総合的な就労支援の充実 |
| 施策展開 | ① 福祉サービス事業所等での就労の支援 |         |      | ② 障害の特性に応じた働きやすい環境整備の支援 |             |
|      |                     |         |      |                         |             |

◎ **現行計画に基づく主な取組状況**

- ・ 企業等への就労が困難な障害者に対して、就労の機会や生産活動の機会等を提供し、訓練を実施する就労継続支援事業所や、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センターの利用を促進
- ・ 障害者就労支援施設等が供給する物品等の需要増進を図るため、市の調達目標を設定してホームページで公開するとともに、市の方針に基づき、関係部局に対して、就労支援事業所等からの物品等の調達を依頼
- ・ 農福連携の推進に向けて、本市関係課の職員が農福連携に取り組む経営者を視察し、把握した課題に対する解決策を検討
- ・ 広島市就労支援センターにおいて障害者就労支援施設等における製品開発研修会や展示即売会等の開催、「僕らのアトリエ」事業（協力店舗における展示・販売）実施のほか、市役所本庁舎等における展示・販売等を実施

● **考察**

- ・ 国の障害者基本計画では、一般就労が困難な障害者の支援として、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組の推進が掲げられており、本市においても、障害者の収入を確保するため、こうした取組を推進していくことが必要です。



**主要課題**

**(次期)**

- ◆ 企業等で働くことが困難な障害者が利用する、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの福祉的就労の場の確保と質の向上が求められています。
- ◆ 工賃向上等の福祉的就労の更なる充実が求められています。

**(現行)**

- ◆ 企業等で働くことが困難な障害者が利用する、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの福祉的就労の場の確保と質の向上が求められています。
- ◆ 工賃アップ等の福祉的就労の充実が求められています。



**施策の方向性**

**(次期)**

- ◆ 企業等で働くことが困難な障害者が利用する、就労継続支援事業所等の福祉サービス事業所の開設などへの支援による、サービス量の確保と質の向上に努めます。
- ◆ 広島市就労支援センターを中心として、製品の販路拡大等の支援に加え、企業等への営業活動等を行い、「業務の受注・斡旋」の支援を強化することにより、障害者の工賃向上を図ります。
- ◆ 障害者就労支援施設等が供給する物品等の本市の調達について、目標を掲げて取り組みます。
- ◆ 障害者就労支援施設等が作製した自主製品の販売の場を提供してもらうよう、企業等との包括連携協定に基づく取組を推進します。

**(現行)**

- ◆ 企業等で働くことが困難な障害者が利用する、就労継続支援事業所等の福祉サービス事業所の開設などへの支援による、サービス量の確保と質の向上に努めます。
- ◆ 福祉サービス事業所間の連携支援などを通じて、生産技術の向上や商品開発を支援するとともに、製品の販路拡大等の支援などを行い、工賃アップに繋がります。
- ◆ 障害者就労支援施設等が供給する物品等の本市の調達について、目標を掲げて取り組みます。

## 主な事業・取組

- ⑧ 就労継続支援や地域活動支援センターの利用促進
  - ・ 企業等への就労が困難な障害者に対して、就労の機会や生産活動の機会等を提供し、訓練を実施する就労継続支援事業所や、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センターの利用を促進
- ⑧ 障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進
  - ・ 平成25(2013)年4月に「国等における障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されたことから、障害者就労支援施設等が供給する物品等の需要増進を図るため、市の調達方針について検討を行い、必要な取組を実施
- ⑧ 福祉サービス事業所等で可能な新たな取組（農業分野での福祉的就労等）の検討等の支援
  - ・ 就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの福祉サービス事業所等による農業分野での福祉的就労等の新たな取組の検討や、商品の共同生産等の事業所間の連携を促すとともに、必要な支援を実施
- ⑧ 広島市就労支援センター運営事業
  - ・ 市内の障害者就労支援施設等における仕事の受注拡大や自主製品の販路拡大等を支援するとともに、障害者の更なる工賃向上を図るため、企業等への営業活動を実施

|      |                     |         |      |                         |             |
|------|---------------------|---------|------|-------------------------|-------------|
| 施策の柱 | 6                   | 活躍支援の充実 | 施策項目 | (2)                     | 総合的な就労支援の充実 |
| 施策展開 | ① 福祉サービス事業所等での就労の支援 |         |      | ② 障害の特性に応じた働きやすい環境整備の支援 |             |
|      |                     |         |      |                         |             |

◎ 障害者を取り巻く状況等

- 令和5年4月 障害者法定雇用率を2.7%に設定  
(ただし、令和5年度は2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げ)

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- 障害者自立支援課に障害者職業能力開発プロモーターを配置し、就労系障害福祉サービス等の事業所や特別支援学校、民間企業等のニーズに合わせ、参加する障害者の特性に配慮しながら、職業能力開発説明会やセミナー等を開催
- 発達障害者の就労に必要な社会性や対人関係能力、体力、持久力、作業能力などの基盤作りを図るとともに、協力事業所での実習を実施
- 市立広島特別支援学校に就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）を配置し、職業教育の充実、就労希望者への支援を実施
- 障害のある創業予定者や事業主に対して、創業に向けての課題や経営課題の解決に関する助言を行うため専門家を派遣
- 本市又は本市関係公益的法人等に、知的障害者と精神障害者を非常勤職員又は臨時職員として雇用するとともに、支援員による支援を実施し、一般就労への移行を促進
- 企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援を行う就労移行支援事業の利用を促進

| 事業名           | 単位     | 年度     |        |       |       |       |
|---------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
|               |        | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 発達障害者就労準備支援事業 | 実習実施人数 | 6人     | 4人     | 1人    | 0人    | 2人    |

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- 「障害者が就労するために特に必要だと思うことは何か」という問いに対し、37.5%が「障害に応じた仕事があること」と回答し、26.0%が「通勤しやすいこと」、25.6%が「職場に障害や障害者への理解者がいること」と回答しています。

(複数回答)

| 回答項目  | 全体    | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児   | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| 通勤しやすいこと  | 26.0% | 26.0% | 31.3% | 20.0% | 25.0% | 29.1% | 25.0%    | 33.3% |
| 働きながら安心して通院できること  | 17.7% | 19.5% | 9.1%  | 10.0% | 25.4% | 26.4% | 16.1%    | .0%   |
| 希望する勤務時間や日数を選べること   | 16.7% | 18.6% | 12.9% | 9.7%  | 20.3% | 29.1% | 10.7%    | 8.3%  |
| 賃金面で満足のいく待遇が受けられること   | 14.6% | 11.3% | 13.1% | 21.3% | 15.6% | 10.9% | 12.5%    | 10.4% |
| 障害に応じた仕事があること   | 37.5% | 32.3% | 47.7% | 53.4% | 26.1% | 38.2% | 55.4%    | 43.8% |
| 職場での差別や偏見を無くすこと   | 13.8% | 9.8%  | 16.4% | 20.4% | 12.2% | 16.4% | 14.3%    | 6.3%  |
| 自宅で仕事ができること   | 7.3%  | 10.6% | 2.9%  | 5.8%  | 7.9%  | 12.7% | 3.6%     | 2.1%  |
| 職場で良い人間関係が築けること   | 17.1% | 12.8% | 21.6% | 21.8% | 15.8% | 10.0% | 10.7%    | 35.4% |
| 職場で介助や援助等が受けられること   | 9.7%  | 4.4%  | 15.6% | 18.1% | 5.4%  | 10.0% | 17.9%    | 12.5% |
| 職場に障害や障害者への理解者がいること   | 25.6% | 20.8% | 34.9% | 44.1% | 13.1% | 21.8% | 42.9%    | 41.7% |
| 相談できるジョブコーチ（障害者が職場に対応できるよう、障害者や雇用主等に対して支援・助言等を行う援助者）などの支援者・指導者がいること | 17.9% | 8.9%  | 27.2% | 28.8% | 10.1% | 20.0% | 41.1%    | 54.2% |
| 職場に障害者用の設備や機器が整っていること   | 5.0%  | 8.2%  | 4.2%  | 6.0%  | 2.3%  | 8.2%  | 3.6%     | 2.1%  |
| 障害者を雇用する企業を増やすこと  | 13.7% | 14.5% | 14.5% | 21.8% | 8.6%  | 14.5% | 7.1%     | 16.7% |

- 「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策はどのようなことだと思うか」という問いで、19.2%が「障害者の就労を促進する取組を行うこと」と回答しています。

(複数回答)

| 回答項目               | 全体    | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児   | 精神障害者 | 難病患者 | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|----------|-------|
| 障害者の就労を促進する取組を行うこと | 19.2% | 10.6% | 17.0% | 37.8% | 17.1% | 9.1% | 30.4%    | 45.8% |

● 考察

- 障害者が就労するためには、障害特性に応じた仕事の内容と職場に理解者・指導者のいることが重要であることから、障害者の働きやすい環境が整備されるよう企業への働き掛けが必要です。



## 主要課題

### (次期)

- ◆ 障害者に対する企業の理解促進、就職に向けた職業訓練・能力開発、就職後の職場定着支援など、障害者が働くための環境整備等を含めた総合的な支援が求められています。
- ◆ 障害の特性に応じて、多様な働き方を選択できるとともに、やりがいを持って働くことのできる環境が求められています。

### (現行)

- ◆ 障害者に対する企業の理解促進、就職に向けた職業訓練・能力開発、就職後の職場定着支援など、障害者が働くための環境整備等を含めた総合的な支援が求められています。
- ◆ 障害の特性を活かし、やりがいを持って活躍できる「ディーセント・ワーク」の創出が求められています。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ 障害者雇用について専門性のあるハローワークや就業・生活支援センター等の関係機関等と連携し、職場開拓、障害者と職場とのマッチングの促進、職域拡大、就労についての相談支援など、障害者の特性に応じた職業訓練・能力開発の促進に努めます。
- ◆ 市立特別支援学校に就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）を配置し、職業教育の充実や就労希望者への支援に努めます。
- ◆ 関係機関や事業者と連携し、農業分野などの新たな職域を開拓することで、障害者がやりがいを持って働くことのできる環境づくりに努めます。

### (現行)

- ◆ 障害者雇用について専門性のあるハローワークや就業・生活支援センター等の関係機関等と連携し、職場開拓、障害者と職場とのマッチングの促進、職域拡大、就労についての相談支援など、障害者の特性に応じた職業訓練・能力開発の促進に努めます。
- ◆ 市立特別支援学校に就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）を配置し、職業教育の充実や就労希望者への支援に努めます。
- ◆ 関係機関等と連携し、農業分野などの新たな職域の開発など、障害者がやりがいを持って働ける環境づくりに努めます。

## 主な事業・取組

- ① 新 重度障害者等就労支援特別事業
  - ・ 重度障害者等の就労機会の拡大を図るため、就労している重度障害者等の通勤や職場における身体介護等を行うヘルパーを派遣
- ② 継 障害者職業能力開発事業
  - ・ 障害者の特性に応じた就職に必要な知識・技能の習得のため職業能力開発を推進
- ③ 継 発達障害者就労準備支援事業
  - ・ 就労に必要な社会性や対人関係能力、体力、持久力、作業能力などの基盤づくりを図るとともに、協力事業所に対して発達障害の理解の向上を図るため、発達障害のある方を対象に、協力事業所での実習を実施
- ④ 継 ジョブ・サポート・ティーチャーの配置
  - ・ 市立広島特別支援学校に就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）を配置し、職業教育の充実、就労希望者への支援を実施
- ⑤ 継 障害者経営支援アドバイザー派遣
  - ・ 障害のある創業予定者や事業主に対して、専門家を派遣し、創業に向けての課題や経営課題の解決に関する助言を実施
- ⑥ 継 障害者雇用促進事業（本市職員等への知的障害者・精神障害者の雇用）
  - ・ 本市又は本市関係公益的法人等に、知的障害者と精神障害者を非常勤職員又は臨時職員として雇用するとともに、支援員による支援を実施し、一般就労への移行を促進
- ⑦ 継 就労移行支援の利用促進
  - ・ 企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行う就労移行支援事業の利用を促進

|      |                                   |         |      |     |             |
|------|-----------------------------------|---------|------|-----|-------------|
| 施策の柱 | 6                                 | 活躍支援の充実 | 施策項目 | (3) | 障害者雇用の拡大・定着 |
| 施策展開 | ① 関係機関等とのネットワークの構築等による障害者雇用の拡大・定着 |         |      |     |             |

◎ 障害者を取り巻く状況等

- 令和5年4月 障害者法定雇用率を2.7%に設定  
(ただし、令和5年度は2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げ)

◎ 現行計画に基づく主な取組状況

- 障害者雇用の意識啓発・理解促進のための企業向け講演会を開催
- 障害者を新たに常時雇用する、4.4%以上の割合で常時雇用している、または、ジョブコーチを配置する市内の中小企業者等に対して、低金利で融資を実施
- 広島労働局、ハローワーク、広島県等との共催で合同面接会を開催
- 障害者を多数雇用している企業の認定・公表及び本市の物品購入等における受注機会の拡大を実施
- 市立特別支援学校高等部が行っている職場実習（インターンシップ）の目的や内容等を周知するガイドの作成・配付を通じて、企業等に対して職場実習への協力を依頼

| 事業名      | 単位   | 年度     |        |       |                                  |                                  |
|----------|------|--------|--------|-------|----------------------------------|----------------------------------|
|          |      | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度                            | 令和4年度                            |
| 障害者合同面接会 | 参加者数 | 358人   | 395人   | 開催中止  | 「障害者雇用管理説明会」<br>として規模を<br>縮小して開催 | 「障害者雇用管理選考会」<br>として規模を<br>縮小して開催 |
|          | 内定者数 | 70人    | 86人    |       |                                  |                                  |
|          | 企業社数 | 152社   | 152社   |       |                                  |                                  |

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- 「現在の仕事に就く主なきっかけは何でしたか」の問いに対し、就労している障害者全体の20.8%が、「学校での進路指導・実習」と回答しており、最も多くなっています。次いで、18.4%の人が「ハローワークの紹介」と回答しています。

| 回答項目                   | 全体           | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児  | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|------------------------|--------------|-------|-------|------|-------|-------|----------|-------|
| ハローワークの紹介              | <b>18.4%</b> | 20.3% | 18.9% | 0.0% | 16.7% | 14.3% | 25.0%    | 0.0%  |
| 障害者就業・生活支援センターへの相談     | 7.7%         | 0.0%  | 14.8% | 0.0% | 9.0%  | 0.0%  | 12.5%    | 8.3%  |
| 福祉作業所や障害福祉サービス事業所などの訓練 | 4.4%         | 0.0%  | 2.5%  | 0.0% | 9.0%  | 0.0%  | 25.0%    | 16.7% |
| 学校での進路指導・実習            | <b>20.8%</b> | 7.3%  | 41.0% | 0.0% | 7.7%  | 14.3% | 0.0%     | 75.0% |
| 職業訓練校などの指導・紹介          | 4.1%         | 1.6%  | 9.0%  | 0.0% | 1.3%  | 7.1%  | 0.0%     | 0.0%  |
| 知人・親族の紹介               | 11.5%        | 17.9% | 7.4%  | 0.0% | 10.3% | 7.1%  | 12.5%    | 0.0%  |
| 家業を継いだなど（起業も含む）        | 7.4%         | 17.9% | 0.0%  | 0.0% | 3.8%  | 14.3% | 0.0%     | 0.0%  |
| 求人広告、インターネットなどで自分で探した  | 12.3%        | 13.8% | 3.3%  | 0.0% | 25.6% | 21.4% | 6.3%     | 0.0%  |

- 現在収入を得る仕事をしていると回答した365人を対象とした「どのような働き方で仕事をしているか」という問いに対し、45.2%が「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」と回答しており、最も多くなっています。

| 回答項目                   | 全体           | 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児  | 精神障害者 | 難病患者  | 高次脳機能障害者 | 発達障害者 |
|------------------------|--------------|-------|-------|------|-------|-------|----------|-------|
| 正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない  | 29.0%        | 41.5% | 13.1% | 0.0% | 35.9% | 57.1% | 0.0%     | 25.0% |
| 正職員で短時間勤務などの配慮がある      | 7.1%         | 7.3%  | 9.0%  | 0.0% | 3.8%  | 0.0%  | 12.5%    | 8.3%  |
| パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員 | <b>45.2%</b> | 26.0% | 61.5% | 0.0% | 47.4% | 21.4% | 75.0%    | 50.0% |
| 自営業、農林水産業など            | 7.7%         | 19.5% | 0.0%  | 0.0% | 5.1%  | 0.0%  | 0.0%     | 0.0%  |

● 考察

- 仕事に就くきっかけは、障害種別で違いがあることから、障害の特性に応じた支援と一般就労の増加に向けた関係機関の連携が必要です。
- 雇用形態については、障害種別によって、正社員が最も多いものとパートが最も多いものの二つに大別できます。そのため、障害の種別や程度、本人の希望に応じた就労ができるよう、支援策の充実に努める必要があります。



## 主要課題

### (次期)

- ◆ 令和5（2023）年4月から障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられるなど、障害者雇用に積極的な企業を増やす取組が求められています。
- ◆ 企業の障害者雇用についての理解促進や、定着のための就労における配慮、賃金面での処遇改善等が求められています。
- ◆ 障害者雇用の拡大や、就職時だけでなく様々な場面での支援が求められており、関係機関の一層の連携が必要です。

### (現行)

- ◆ 平成30（2018）年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられるなど、障害者雇用に積極的に取り組む企業を増やす取組が求められています。
- ◆ 企業の障害者雇用についての理解促進や、定着のための就労における配慮、賃金面での処遇改善等が求められています。
- ◆ 障害者雇用の拡大や、就職時だけでなく様々な場面での支援が求められており、関係機関の一層の連携が必要です。



## 施策の方向性

### (次期)

(現行のとおり)

### (現行)

- ◆ 関係機関等との一層の連携を行い、障害者の雇用の拡大とともに、適性にあった雇用形態への改善に向けた取組を促進します。
- ◆ 障害者雇用に積極的な企業等に対する支援などの充実に努め、障害者を雇用する企業の増加と雇用の拡大を図ります。
- ◆ 就職後の障害者が離職することのないよう、障害についての理解を深めるための企業への支援や、雇用者との関係調整も含めた職場定着の促進に努めます。
- ◆ 市立特別支援学校高等部が実施する職場実習（インターンシップ）について、その目的や内容等を周知し、協力企業等の増加に努めます。

## 主な事業・取組

- ⑩ 広島市障害者雇用促進検討会議による障害者雇用の拡大・定着に向けた取組
  - ・ 関係者による検討会議において、現在の障害者雇用に対する関係者の取組内容や連携状況、障害者雇用の事例やノウハウを整理した上で、障害者雇用の拡大・定着に向けた取組を実施
- ⑩ 障害者雇用支援資金特別融資（中小企業融資制度）
  - ・ 新たに障害者を常用雇用する、4.4%以上の割合で障害者を常用雇用している、またはジョブコーチを配置する市内の中小企業者等に対して、低利率で融資を実施
- ⑩ 障害者合同面接会の開催
  - ・ 広島労働局、ハローワーク、広島県等との共催で合同面接会を開催
- ⑩ 障害者を多数雇用している企業に対する優遇措置の実施
  - ・ 障害者を多数雇用している企業の認定・公表及び本市の物品購入等における受注機会の拡大を実施
- ⑩ 「インターンシップ・ガイド」の作成・配布
  - ・ 市立特別支援学校高等部が行っている職場実習（インターンシップ）の目的や内容等を周知するガイドの作成・配布を通じて、企業等に対して職場実習への協力を依頼